

監獄協會雜誌

第貳拾九卷
第二號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(大正二年四月五日發行)

監獄協會雜誌第二十九卷第二號目次

○論 說	有馬四郎助	(一頁)
○法は嚴なるべし	松隈房吉	(一三頁)
○司獄官の監督に就て	吉田熊次	(二二頁)
○講 演	文學博士 吉田熊次	(二二頁)
○資 料	白井勇松	(三九頁)
○不戾少年惡化の徑路	白井勇松	(三九頁)
○統 計	大正四年十二月申入出監並月末在監人員表外三表	(五二頁)
○恩典出獄者釋放の際に於ける保護表	犯罪行為○某檢事正の談○國民體位の下落○供述の價值	(六三頁)
○譚 叢	谷田監獄局長談話概要	(六九頁)
○寄 書	澤田順次郎	(七四頁)
○犯罪の原因及び豫防	澤田順次郎	(七五頁)
○通 信	浦和通信	(七五頁)
○山口監獄に於ける監獄模範傳達式概況	江澤典獄談	(七五頁)
○保護 護	保護思想	(八七頁)
○德島授産會報告	盛岡地方保護事業近況	(九一頁)
○沖繩自警會近況	新潟縣出獄人保護會近信	(九二頁)
○宮城被保護人慰籍會	千葉縣性會の現況	(九二頁)
○加能慈善保護場收容者表彰式	蒙 報	(九二頁)
○叙 任	會 報	(九二頁)
○監獄協會々報	茶話會○監獄官練習所開所の件○贈與金	(九二頁)
○輔成會々報	其後の加盟保護會○保護會事務所移轉○保護會名稱變更	(九二頁)
○司法省監獄公文		(九二頁)

監獄協會雜誌第貳拾九卷第貳號

論 說

法は嚴なるべし

(一)

有馬四郎助

法は嚴なるべし、寛なるべからずと云へば、何人にも異論の無い處であり、聞いて氣持の善い言葉である、殊に行刑官に取りて然りとあると云ふのも、之は日夕心に留めて堅く守持せられねばならぬ、原則だからでもあらう、だから世は幾變遷あり、獄事亦幾進歩したけれども、何時も依然として尊重せらるるは此言葉である。

(二)

茲に聊か吟味したく思ふ點は、何時にも此言葉が吾人の間に權威を有し、頻りに

主張せられ来るは、其反比例に世間は倍々此理想に遠かつて来る傾向ある證據となる譯であらうとも思はれるが、併し強く之を主張する程其人自身が、之を實現せぬ人であるやの觀あるに至つては、是亦如何なる譯のものであらうか、そして又抑々嚴とは、何、寛とは何との研究問題も、如何に眞面目に吾人の間に取扱はれて居るか云ふことである。

(三)

斯る不思議なる現象は、先づ吟味の順序として熱心主張する其人が果して自ら責任を以て主張するのであらうか、同時に其人は嚴と寛とに就き、如何なる見解を持て居るのであらうか、之を尋究するの必要はあるまいか、予輩をして遠慮なく今日の主張論者を評せしむれば、第一彼等は他人を責むるに頗る嚴である代りに、自身には常に寛ならんことを欲する人であるから、自ら手本を以てしては法の嚴なるべきを示し能はざる人が多いやと思ふ、言換ゆれば道徳上も、職責上も共に放埒なる人か、寧ろより多く主張する所の標語とは、相成つて居るやと思はれる、而して亦斯かる人々の寛嚴に就ての考を窺ふに、そは又誠に單純幼稚なるものであるこ

と驚く程である、彼等は即ち法は唯たキツクさへあれば、其威嚴が保たれ受刑者の如きも之に懲りて再び犯罪することが出來ぬ、故に少々無理なことでも之を壓へ付けて、ウント苦めてやればそれで行刑の目的は達せられるのである、然るに衛生だの人道だのと云つて餘り大事にしてやつては、益々増長せしむる計り、取扱上にも面倒だし第一それでは又々やつてくることに極つて居ると云ふのである。

(四)

普通の俗人が斯の如き考であると云ふのならまだしもであるけれども、相當位地あり智識ある人にして、まだく斯様の考を持て居る人が尠く無いと云ふに至つては、予輩は長大息せざらんとするも能はさるものである、予輩は今嚴と寛とに就き、講釋せんと欲するものでないけれども、心理學や倫理學又は社會學などの進歩せし今日、尙且斯様なことでは國の爲め道の爲め、眞に心細き次第である。

(五)

同情に根ざさない嚴と云ふものは、眞の嚴とは云へないものであつて、之は如何にキビシクても畏敬とか威服とか云ふものが起るものでない、のみならず偶々仇

怨の心を増すに至るは必然の勢ひである、されば國法に對しても若し執法者が法意を汲取るの能力無くして、徒らに私憤私怨を交へ意地悪く苛める計りの取扱を爲す時は、彼等は唯たに執法者を憎むのみならず、國法をも怨み延いては國恩の有難をも打忘れんとする虞れも無いとは言へない、思ふて茲に到れば我々司獄官の態度並に手加減の影響する所と云ふものは、廣且大なるに驚かざるを得ないでないか、懼れて尙怖なるべきは實に此事だと言はねばならぬ。

(六)

同情に根ざす所の嚴とは、其が無茶なものでない代りに、更に苦痛を與ふることの深いものである、故に同情ある所の嚴こそは眞に犯人の心を懲すに足るのである、そして不人情なる冷酷の取扱は、一見懲りる様であつて其實決してそうでない、偶々彼等に不人情を教へ冷酷を見習はしむるものであるから、社會へ出ても他人へ對して矢張其通りに振舞ふのである、之か爲めに彼等は又々處世の道を誤りては、二度も三度も戻り來る事實は、少しく眼識ある司獄官は皆目撃する所である。

(七)

惡みては打たぬものなり笹の雪とはよくも言つた句だと思ふ、司獄官吏が正々堂々規則を勵行して、整然たる規律を保たしめ、其賞罰も總て道理と人情とを以て準繩となし、彼を責むる嚴なると同時に己を持する更に嚴に、其職守を正ふする更に密に、而して一面彼等に對しては、人とし又同胞として愛撫の心より割出して、人間相當の待遇を與へ、以て彼等をして益々自重心を起さしめ、人は各々良心の支配を受けて、獨立獨行せねばならぬとの意識を強からしむるのが、尤も大切であること今更喋々を要せぬ所であらう。

(八)

寛と云へば多くの人は直ちに緩慢の意に速了して仕舞ふのが、通俗の例ではあるが、何も必ずしも左様に限つたものでない、彼等をして放埒な行動を取てせしめ、叱すべきをも叱せず、罰すべきをも罰せないで、不潔散亂汚行怠慢と云ふが如き有様では、無論沙汰の限りでないが、併し之を名付て直ちに寛なりと言ふのは、第一其字義から言ふても間違て居る、字書に就て見ても物事に偏狹ならぬこと、愛情多きこと、急迫ならず餘地多きことと云ふが如き秩序ある字義であつて決して不仕だら

なることを意味しない、故に司獄官には一日も欠くべからざる性格である、若し夫れ此性格が無いとしたらどうであらう、如何に優れたる才能や智識があつても、良司獄官としては受取れぬと思ふ。

(九)

要するに寛も嚴も其用は異なる様であつても、其體は元々同一の根底を有し、歸趣は遂に相一致するものと見て宜しかろう、是に於て寛嚴其宜しきを得よと云ふ言葉も出て來る譯であらうが、予輩が常に忌みて排せんと欲するは、世の所謂嚴格論者が其俗受のよい言葉の美なるを借用し、自家の職責に向つては甚だ緩慢であるにも拘はらず、嚴格は殆んど己れの專賣特許の如く、頻りに嚴格呼ばりをなす、そして彼等の所作を一言にて評すれば、彼等は只片端より罰し盡して、而かも少々にては飽き足らず、ウント重く罰しウントやり付けねはならぬ、之が規律嚴格の總てであるかの如く言ひなして居ることである、斯くて之に反し輕々に罰することせず、慎重の處置を取りて寛嚴其宜しきを制し、彼囚人をして自責自奮の念を起さしむるが如く、處遇上正義人道を以て主とする者に對しては、彼等は一概に

之を緩慢なりと嘲笑し去るのである。

(十)

眞理は最後の勝利なりとも云へば、吾人は何處までも其所信に向て忠實に勇往邁進することが大切であらう、そして今や勝利の曙光はほの見えて居ることを斷言する。(完)

司獄官の監督に就て

松隈房吉

監獄官制には典獄は所部の職員を指揮監督し分監長は部下の職員を指揮監督し又看守長は看守及女監取締を指揮監督すと規定し何れも指揮監督の熟語を聯用せり意ふに指揮とは或る實行の方法を指示手使する意義にして監督とは或る實行の形跡を明視檢察するの意義なれば此指揮と監督とは分離獨立せしむべきものに非ずして監督は指揮に由りたる實行を監督し指揮は監督すべき實行を指

揮するなり故に指揮せざれば監督の要なく監督せざれば指揮の効なしと謂ふべく此兩者は監獄事務統一の上に於て互に終始を爲すものなり。

然るに司獄官中には事務は唯指揮に由りて實行せらるべしと爲し其監督を等閑に附すものあるが如し吾人は往々聞見して常に之を遺憾とせり抑も言は易くして行は難し故に一人の身にして尙言行の一致せざること多きは通弊なり況んや指揮者と實行者とは別人なれば假令上級者と下級者の關係なればとて指揮の如く容易に實行せらるべきは保し難き所故に其實行を期せんとすれば必其後に從ふて之を監督せざるべからず夫れ水は卑きに向ふて之を決すれば一瀉千里せしむべし然れども之を高きに致さんとすれば他の力を待つに非れば僅に一分一厘と雖ども之を上ぐることを能はず何となれば高きに行くは水の性に非ればなり今指揮は下級者の意に非るを上級者が指示手使用するなり恰も水を高きに致さんとするが如し必や他の力を待たざるべからず即ち監督なる明視檢察の壓迫を以て指揮に從ふて實行するを餘義なくせしむるのみ然らざれば放恣不羈實行の擧らざること水の卑きに就て潰裂四出するが如くならん。

指揮は踞坐して爲すことを得べし然れども監督は歩行せざれば爲すことを得ず典獄分監長又は看守長は踞坐するのみの職に非ずして大に歩行すべきの責を擔ふものなり即ち日々夜々歩行巡回して下級者執務の實況を明視檢察し且其執務上に於てのみならず又監獄構内に於てのみならず其住所又は行先までも其私行上までも悉く指揮に違背する所なきや否やを確認せざるべからず。

又典獄に於ても分監長看守長に於ても指揮することは少ふして監督することの多きは論なきなり何となれば指揮は法律命令に於て其大部分を明示せり典獄は唯だ其範圍内に於て細事末節を指揮するのみ而して分監長看守長は又法律命令及び典獄の指揮の範圍内に於て更に其細事末節を指揮するのみ然れども其監督に至りては何れも法律命令竝に自己の指揮に違背することなきや否やを悉く監督せざるべからず典獄の指揮すべき範圍は狭小にして監督すべき範圍は廣大なり分監長看守長に至りては指揮益す狭小にして監督益す廣大なり故に典獄分監長又は看守長は指揮より寧ろ監督に於て大に奮勵せざるべからず然るに指揮に力を用ひて監督に否るものあるが如く踞坐の時間を長ふして歩行の勤務を少

ふするものがあるが如し思はざるの甚しきものに非ずや。

吾人の知れる某看守長は言語寡ふして臂力強く筆寫計算には巧ならざるも沈重にして度量の廣き方なり勤務中は努めて巡回し構内外四隅日々到らざる所なし爲めに不眞摯の看守女監取締も自ら戒めて情容なく従つて累犯不逞の囚人も謹慎沈黙を守るの風あり此看守長の如きは眞に監督に重きを置く所謂歩行の勤務に忠實なるものと謂はざるべからず然るに同僚中之を冷笑するものあり曰く彼は他の技なくして終日徘徊するのみと是れ冷笑するもの、知らざるなり若し終日簿書堆裏に没頭するが如ければ則監督の責を缺如せるものに非ずや吾人は常に憾む看守長にして看守女監取締の氏名を知らざるものあり又看守女監取締が各自如何なる特技性質を有するを知らざるものあり又某立番者は注意周到なるや否や某擔當員は規律嚴正なるや否やを知らざるものあり爲めに幹部員會議に於て又は懲戒委員會等に於て往々齟齬滯を生ずることあるを此個の看守長に對しては與に監督を談するに足らざるべきか。

吾人又之を聞けり嘗て某監獄にては囚人の死亡率非常に高く毎に他の監獄に

倍蓰せり原因は不明なるも概ね其地質又は構造の不良なるに由るべしとて久しく其儘に經過し來りし而るに五六年前某典獄の赴任するや死亡者次第に減少し遂に従前に比して其率約三分の一に降下せり某典獄の言に由れば従前は病者を冷遇する慣習ありしなりと吾人は其慣習の如何なりしかを詳にせず思ふに食物の規定外に粗なりしか臥具の規定外に薄かりしか藥餌の不充分なりしか醫療の不親切なりしか兎に角某典獄が其冷遇なりしを看破して忽ち積弊を矯正するに至りしは踞坐して得べきに非ず歩行巡回即ち監督徹底の爲めに贏ち得たる效果に非ずして何ぞや。

司獄上の過失なるものは失火逃走自殺其他枚舉に勝へさるも此等の過失の多くは看守又は女監取締の不注意より生ず看守又は女監取締の不注意は如何にして補足すべきや典獄分監長又は看守長の監督に由らざれば之を補足する能はず典獄分監長又は看守長は自ら過失あること少し過失は此監督を等閑に附するにあるべし故に其懲戒辭令中には平素部下監督不行届の語あるを常とす平素の監督こそ益す緊要なれ。

且夫れ監督は過失を少ふするに必要なのみならず衛生を講ずるにも作業工錢を増加するにも囚人に改悛の情を興起顯著ならしむるにも總て監督に由らざるはなし獨逸其他の先進國に於ては宏大なる監獄を建築せす何となれば宏大なる監獄は典獄又は上級司獄官が一々監房其他を巡回監督する能はざるが故に改善の希望を満たす上に不適當なればなり亦以て典獄又は上級司獄官の監督が監獄改善の上に大必要なるを裏面より透察すべきに非ずや。

要するに單に指揮のみにては實行すること難し必之を監督に待たざるべからず米國に某鐵工場あり嘗て我國視察員の之を訪らひし時工場長は其尤大なる工場を限なく案内し職工の熟練なる機械の精銳なる作業の複雑多忙なる丁々の聲囂々の響一々指示し了りて坐に歸り懇懇視察員に語けて曰く予の工場には斯く數千人の職工を使用して斯く數百種の作業に従事せしむるも其何工の爲せる何業にても予は悉く知らざるなく又能くせざるなし是れ予が工場監督の任を完ふし次第に成績を挙げし所以なりと嗚呼此一佳話移して以て我監獄に實現せしめざるべけんや

講

演

道德意識と個性

文學博士 吉田 熊次君

本日は御依頼に應じまして、道德意識と個性といふ題に付てお話を致すのであります、私は普通の兒童並に生徒の教育の事を研究して居る者でございますが、犯罪人に關しては全く門外漢なのであります、從て諸君の御參考になる様なことを申上げる力は全く無いのでありますので、本日申上げることも直接に諸君の御役に立つことの出來ぬものであると考へて居るのであります、折角の御依頼がありましたので、右の題に付て申上げて見やうと思つたのであります。

普通の兒童並に生徒の教育に關係しまして、輒近に根本的に考へ方の違つて來たことが一つあるのであります、これはどういふことであるかと申しますと、教師の心理と兒童の心理といふもの、間に大なる相違のあることを認めねばならぬといふ説が聲高く唱へられる様になつたといふことであります。

す、従来の教育のやり方は、人間の心は大人も子供も大體に於て同じ様に働くものであるといふ前提の下に教育をしたものであります、即ち物を考へるにしても又物に感ずるにしましても、大人でも子供でも同じ原則の下に其頭が働くものであるといふ考であつた、只大人の方では發達した精神の働きがあるが、幼年者青年者等に於ては、精神發達の程度が低いだけである、他の言葉を以て申し上げますと、大人と兒童との間の差は、程度の差である、分量の差である、併し性質上の差はない、大人の精神活動も兒童の精神活動も性質は一つであるがまだ十分に出來上らぬが爲に考へ方が不十分であり、感じ方が弱いといふ様な風に考へたものである、然るに輒近に至つてさういふ見方が間違つて居るといふことを喧ましく言ふ様になつたのであります、其結果と致しまして、教師の心理と兒童の心理は違ふ、程度の差でなく性質の差であるといふことを申すのであります、これだけのことを申したのでは私の言はんとすることが能言ひ現はされてないかも知れませぬが、他の言葉を以て申し上げますと、教師の住んで居る精神上の世界と兒童の住んで居る精神上の世界といふものは性質に於て違ひがあるものである、教師と兒童とは各々別の世界に居るものであると斯ういふことを言ふのであります。それで教師には何でもないと思ふ、ことが兒童の方から見ると不思議でたまらないと思ふやうなことがあつたり、又兒童から見れば何でもないことであるものが、教師の方から見れば不思議な事である様に思はれる。

これが教師の精神の世界と兒童の精神の世界とが違ふからであるといふ様なことを喧ましく言ふ様になつたのであります、今申したのは普通の兒童のことで、不良兒とか低能兒とかいふことを考へずに、唯普通の兒童と普通の大人との精神上の相違を申したのであります、斯の如き考へ方は異常兒並に犯罪人の場合にも涉るのであらうかと思ふのであります、

右の様な見方を熱心に主張して居る人の一人はジャッド教授であります、同教授の例として挙げて居る所のものを見ますと例へば窓に臨みまして、遠方に居る人を見るとしますと、大人であればたとひ其の人影は小さくは見えるけれども、あの人は普通の大人である、普通の大きさであるといふことが直ぐ分るけれども経験の積まない小さな子供にありましては、遠方に小さく見える人影を見ると其人の實際が普通の人丈けの大きさのない者と考へるといふのである。ジャッド教授は「發生的心理學」(Genetic psychology for Teachers)といふ本を書いて、チャット教授自ら小さい時に斯様な経験をしたと記して居る。同教授が子供の時に珍しい小さい人が居るから御覽なさいと父親に話したことがあるといふ様なことを書いて居る、又同教授の幼な友達が或時に遠い所に遊んで居る馬を見て、あそこ小馬が居るから、面白いから見よといふて誘はれたといふ様な例も書いてあるのであります、さういふ風に大人から見ると、何でもない分り切た様なことが案外子供には分らないことがある。元

來嚴密に云へば我々の精神の世界は、人毎に違つて居ると云ふことが出来る、お互ひの精神の世界はお互ひに他の人の精神の世界とは違つて居る、殊に幼少なる兒童は經驗に乏しいのであるからして經驗の結果に依て出來た大人の精神の世界とは全く違ふべきであります、故に總て此子供に對して説明をするとか子供に向つて訓戒を施す時とかする場合には、今申した見地に依て爲なければならぬ、犯罪者杯を取扱つて居る方は申す迄もなく御經驗のことと思ひますが、普通の兒童を取扱う時はツイ此事情に氣が附かないで、教師が自分が能く知つて居るものであるから、時計といふものは機械仕懸でちやんと時を間違なく示す物だぞといふ位のことで時計のことを十分に教へた積で居る。教師の頭には、それだけで時計の何たるかは分つて居るから、それ丈け言へば兒童にも十分に分るものと思ふ、所が子供の身になつて見ると、器械の働きとか何ぞか言ふことも全く知らない、さういふ事柄が子供の思想の世界の中に無いと假定しますと、只今申した丈けの説明では、子供には何の事かよく分らぬといふことになる、子供を叱るとか戒しめるとかいふ場合にも同様であつて、大人から言へば非常な危険な事が分り切つて居るので、危ないからさうしてはいかぬといふても、子供の精神の世界には危険といふことを感じない、何となれば精神の世界が違ふからであります。大人が感ずる様な感想が兒童には起らない。そこで教師が、こんなに云つて聴かしても尙はお前達に分らぬかと云て、業を煮や

した所で、兒童の精神の世界が教師の精神の世界と違ふから、分らぬのが、寧ろ當り前である。元來物の意味を解するといふことは、其人の過去の經驗で爲さるゝものである、それでありますから經驗の無い人には能く意味が分らない、同じ言葉を使ふとしても意味が違ふ、例へばコイン(貨幣)といふことを聞いても英語を知らぬ人は何の事か分らない、貨幣といふ言葉を聞いてもそれに附ける所の意味は教師と兒童とは違ふ、兒童の中でも個々の兒童の經驗の違ふことに依て意味の附け方が違つてくる、貨幣といふ言葉を聞けば金に困つたことのある大人であれば、貨幣といふ言葉を聞くと、非常にそれが大事な物とか貴い物とかいふ様なことを直ぐ考へて浮べます。斯様に連想と追憶とで以て貨幣といふ言葉に貴重な物であるといふ意味を附ける、所が兒童には、貨幣といふ音は聞きましても扱ふとはどういふ物であるかといふことに付ては、大人の様に感じない、殊に金錢に付て困つたことの無い兒童であるならば、別にそれが大切とか有難とかいふ感じも起らぬ、我國でもこんな諺も能くあることでありまして、猫に小判といふことを言ひますが、今日の兒童に向つて小判といふ様なことを言たり小判といふものを見せた所で、實は猫にそれを見せると大差がないこと、思はれる、何んなれば猫も兒童も此場合に於ては共に其の精神の世界に此に關する經驗がないからである、其他地震といふ叫びを聴いたと假定する。地震の經驗のある人であると地震といふ聲を聞いた丈けでも吃驚くりして戸

外へ逃出すであらう、所がさういふ経験のない兒童は地震と言っても何の事か分らぬから一向平氣で居る、さういふことは私共の方から言ふと大變に大切なことになりますので、兒童の精神の世界と教師の精神の世界といふものがそれ程迄に違つて居るものであるといふことを教師が反省して、さうして自分の様な精神の世界をどういふ順序で兒童に造つて往かうかといふことを考へ、其に必要な経験といふものを適當に兒童に繰返させるといふことが教育上極めて大切であります。それでこそ始めて兒童を有効に教育することが出来る。所が實際の有様を見ますとさうではなく、外形の上からして其心を判斷することが多い、外形が同じであると其心持も同じであるであらうと考へられて居ることが多い、例へば教師が兒童に向つて時計は何をするものかと問ふ、兒童は時計は正確に時を示すものだ、斯う答へる、此の言葉だけを聽いてみれば誠に正しい答である。其の答の言葉が教師の説明と一致するとそれから、兒童の頭の中で考へて居るものと、教師の考へて居る所のものと同一であらうといふ推論を下す、又例へば教師が何かに就いて説明をして分つたかと言へば生徒が分りましたと斯う答へる、其を聽くと教師自身が理會した時に持つ様な心の状態を兒童も持つたのであらうと想像する、所が實際は九で違ふことがある、分りましたと答へても、實は言葉の意味が分つたといふことが知れぬ、即ち文字の講釋が分つたといふことになるかも知らぬので、眞の意味が分つては居ないかも知れぬ。

若し眞の意味が分つたとしても、兒童の精神の内容の程度で分つたといふので本當の意味が分つて居らぬかも知れぬのである、それだから子供の喧嘩に大人が出るなどいふのである子供のいふ言がどんな事を意味して居るかといふことが能く分らない。

動物の心理を論ずる場合には動もすると人間の思想、人間の頭を土臺としてさうして、他の動物の爲す所を、外面の現はれを基礎として人間の心持を以て説明することが多い、例へば鴉に數の觀念があるとかいふことが能く問題になる、其場合に鴉にも數の觀念がある、少くとも五と六とを區別する數の觀念があるといふことを眞面目に主張する學者もある、其の學者が何を基礎としてさういふ説を立るかといふと斯うなのである、鴉が能く來る所に小屋があるとしまして、其小屋の中に五人だけの人が入つて行つた所が其時は鴉がそれを見て居つたけれども別に何ともしないで止まつて居た、所が今度は六人で這入て觀た所が、其時には鴉が逃げた、これ鴉に五と六とを區別する數の觀念がある證據であると、斯ういふ様なことを申します、五人這入つた時に鴉が黙つて見て居て六人這入つた時に鴉が逃げたから、鴉が五と六とを辨別する數の觀念があるに依るであらうとは人間の考としては尤である、併し鴉に於ては必ずしも六と云ふ數の觀念がさういふ動作を起させたといふことに説明すべきでなからう、鴉の心理を考ふれば五と六といふ數はないにしても、多數の人が來るといふことが分り、何だか

變だといふ感じを起してそこを飛んだといふだけで、五人と六人とを辨別する數の觀念があつた様に解釋すべきものでない、それから又もう一つの例がある、南亞米利加とかに居る海鴉が魚を取つて海の上を囀へて行く、それを食ふとしても近所に止まる場所がないが、此魚は大きくて一口に食うことが出来る、それで一部分づつ食うより仕方がない、然るに一部分を摘んで食はうとすると他の部分が落ちる、これを防ぐ爲に海鴉は魚を囀へて高く天に上つて、そこで其の魚の或部分を一口食う、そこで其の魚が落ちてくるが、其落ちてくる魚が未だ水面に達しない間にこれより早い速力で飛び下りて其魚を捕まへる、これは物理學から言ふと高等數學を理解しないと出來ぬことであるが、さらばと云つて鴉が高等數學を理解して居ると推定することは出來ない、外形上から見れば、海鴉が高等數學を理解して居る様だが、實際海鴉が此の數學關係を理會して居るのではない、斯ういふ様な色々の例がありますが、畢竟するに兒童と大人といふ者は、精神上同じレベルの世界に住んで居つて、只大人の方は遠く迄頭の光が透り、兒童の方は近くにしかそれが通らないといふ考方が根本的に誤つて居るといふことを明白にすることが目的である、所が現今では、教師と兒童の間に此の見方が適用せられる斗りでないに兒童相互の間にも、又教師相互の間にも適用されることになつたのである、一人の兒童には相當に理會せしめることが出來た所の説明は、必ずしも他の兒童を理解させることは出來ぬ、今申した様に個人

個人の精神の世界は違つて居るから極端に言へば個人々々に理會の度が悉く違ふ、大人の間にてもさうである、我々が同じ様な思想を持て居ると考へるのは大體の上に付てのことでありまして精密に申せば個人々々皆精神の世界が違つて居る、今日はお暑う御座いますといふことを申しまして其暑いといふ意味が人に依て違ふ、身體の構造に依ても違ふ、其人の過去の經驗なり習慣なりに依ても違ふ、「今日は御暑うございます」「左様でございます」と言て御互の挨拶は濟んで居りますが、本當に言へば、それは極大ザツパに互に同意を表して居るので、精密に言へば、甲の人の今日はお暑うございませうといふのと。全く別な意味で乙の人が同意をして居るかも知れぬ、極端に言へば、正確に人と話をすることは甚た六ヶ敷い、話をして居る間に使ふ言葉が同じでも、精密に言へば其意味が人毎に違ふでありませう、言葉と言ふも音の結合でありますから、音の響き方も違ひませうが、先づそれは大體同じとしても其の言葉に附する意味が違ふから、極精密に言へば人と話は出來ぬといふことになる、御承知の通り、裁判杯をなさる際に、犯罪者の申立或は證人の申立を根據として取調をする時に綿密なる注意が必要であるのは此が爲であります、多分これは専門家のお話もあつたでございませうが、私が十年程前に獨逸のライプツヒの大學に居りました際にも「證人の心理」といふ講義がありました、心理學を専攻して哲學のドクトルになつた人で、又法學をも研究して法學のドクトルとなつた。一八

の若い學者が證人の心理といふ講義をして居たのである、私は其講義の全體は聽かなかつたが、これは近頃喧ましい問題として研究されて居るものの一であります、證人として或事を見ましたとか聽きましたとか言ふ様な、單純なことで、其意味を取調べる必要がある、健全なる感覺機關を以て健全に認識をした場合であるか何うかは個性の調査に依つて定まる、法律の上でも何歳未満かの者の言は裁判上證言として値打がないとなつて居ると心得ますが、これ等の事も精神の個性的相違を基礎として定められた者と思はれる。(未完)

資 料

不良少年惡化の徑路 (承第二十九卷第一號)

白 井 勇 松

憤怒は偶然の機會即ち何等較著なる動機又は格別の原因なくして突發的に現はるゝことありと雖も一般に自己の強烈なる意思に對する防害、自我に對する攻撃、自負心の傷害、自由の抑制、個人的反感、嫉妬、一種の習慣及自發衝動等に原因するを常とす此等の諸原因は少年時期に於て特に鋭敏に感知せらるゝものなり憤怒は他の、感情と同しく青春期に於て殊に其勢力を加ふるものとす多くの少年は春機發動期の頃には争鬭を爲すの傾向著しく増加し往々何等の原因なきに事毎に憤怒と憎惡とを向くることあり徒らに不平不満の念に驅られて身を誤るは此危機に在りとす。

少年犯罪の有力なる一要素は嫉妬なりとす嫉妬に原因する犯罪は成年犯罪者に於て寧ろ多きを認むるものなれども少年犯罪者が此情に驅られて犯罪すること尠からず或犯罪學者は少年者か嫉妬の情に

驅られて行へる罪過中男女共に侮辱行為最も多く之に次くは稍重き傷害にして而して之に次くは稍輕き傷害次に誣妄及誹毀罪之に次くは殺害等なりと言ふ嫉妬の本能は男子よりも女子にあるは何人も首肯する所にして蓋し容色、才能、教育其他地位境遇等の點に於て他人の自己に優れるを認容するに女子に在りては頗る堪へ難きことにして敵對的競争心は自然之を驅て畢生の行為に出てしむるを致すなりロンブローゾ氏の如きは二人の妙齡女子の間に在りては如何なる堅固なる友情も嫉妬の勢力に抵抗する能はず且つ常に之れか爲めに猜疑と不安の状態を免るゝ能はずと言へり嫉妬の情の最も激烈の度に達するは之を春機發動期に於ける異性の愛情に對する競争に見るは周知の事なり。

他人を擲擲嘲弄し或は挑發激昂せしめ恰も憤怒又は啼泣の程度を試むる目的の惡戯を爲すは少年時期に於て大多數が殆んど一致するが如き狀態にして一轉すれば犯罪を發現するに至るものなりとす兒童が往々自己より年少の者若くは自己より力弱き者に對し或は投石し或は抓搔、掌打を加へ若くは毛髪衣服を掴取して之を苦しめ其苦痛に堪へざるを懇へ若くは號泣し或は哀憐を求むる等に至るまで之を止めざるが如きあり又妄りに爭鬭を構へ暴力を揮ひ甚しきは財物を強奪し勞役を強要し或は弱者を威嚇虐待するに他の最も嫌忌するものを用ひて之を苦しむるあり斯の如き惡行を爲すすしも思はれざる者若くは一般に性質溫順と認むる者に於てすら往々發現する不可思議なる一種の本能的發動あり之

れ即ち少年の惡戯本能の實現なりとす此本能の興奮は暴行脅迫として現は或れは事實を虚構し或は他人を失望せしめ或は羞耻又は嫉妬の念を激成せしむる等種々の點に現はる。

買喰の習慣觀物の影響等が如何に少年を惡化するか更に恐るべきものあり買喰の惡習は最も原始的なる本能作用に依りて最も幼孩の内より染み易く放埒なる家庭若くは貧困なる家庭に在りては著しく少年を惡化し遂には其食慾を満足せしめんが爲めに竊盜、横領の如き犯罪行為を演出するに至る活動寫眞の觀覽、芝居見物の如きは少年惡化に至大の關係を有す而して少年の模倣性は此等觀物に依て激發せらる彼の「ジゴマ」の活動寫眞が如何に惡少年に模倣的原動力を興へたるか又如何に教育上に害を及ぼせしか又彼の戀愛劇若くは戀愛を筋とせる活動寫眞の如きか如何なる影響を少年者に與ふるか當に演劇其もの或は活動寫眞其もののみならず場所其ものが少年男子、妙齡女子の劣情交換の縁を爲すが如き危險あり其他戀愛小説又は過激思想を誘發せしむる著書の如き若くは此等記事の新聞紙等が少年を危險に導くものたるは吾人の暇々するを要せざる所なり時代の觀劇、活動寫眞の風教に害あるもの又は如何はしき小説、過激思想誘發の圖書、此等類似記事の新聞紙等の如きが理性の充分に發達せざる少年者を大に誤らしめ彼の恐るべき危險思想や破壊思想の如きが動もすれば此種の關係より養はるゝことあるを思ふに於て慄然たらざるを得ず又虛榮の特質的光景に憧憬すること少年の陥り易き通

弊にして少年が春機發動期に於て殊に虛榮心の爲めに身を誤ること多し此關係は女子に於て尙ほ一層の甚しきを認む。

性慾は食慾作用と共に人生の最も重大なる本能作用にして又最も重大なる衝動行爲として現はれ人生問題の殆んど總べてに密接なる關係を有し何人も考慮すべき問題なり春機發動期は青年の危機にして深く留意せざるべからざる時なれば此時機を安全に經過せしむるに於て最も適當の注意を要すべきことなりとす春機發動期は實に青年期の端を啓くものにして生理的事實は主として性的器官に於ける複雑なる變化として現はるゝに過ぎざれども其結果は心身兩方面に著大なる影響を及ぼし身體及び精神に大なる動搖を來たし種々の危険と惡習として生ずるの虞あるものなり吾人を圍繞する自然界は如何、到る所異性に對する同様の憧憬を見、同様の牽連を目撃するにあらずや即ち花に戯るゝ蝴蝶も梢に囀る鳥も水に浮ぶ魚も啣々として鳴く蟲も家畜も野獸も生物の本能として雌雄其憧憬を満足せしむべく奇智と妙趣とを弄す萬物の靈長たる人類も生物の本能として隨所に此憧憬を見るは自然の狀態なりとす性慾は生物自然の發動にして其本能慾を満足せしめんが爲めには殆んど盲目的に行動し此に甚大なる危機に陥り一身を誤るに至る實に戒慎すべきは性慾の發動に在りとす吾人は犯罪者の犯罪動機若くは犯罪原因の奥底が其性慾衝動に在るものゝ最も多きは常に感ずる所にして少年犯罪者の大部

分が其燃ゆるが如き青春の性慾の衝動に驅られ重大の犯罪を爲すものあるを思ふに於て實に慄然たらざるを得ず我浦和監獄川越分監拘禁少年受刑者三百四十名に就ての調査に於て其三分の一以上は入監前既に女子と關係せるものなるを知る以て一般を推知するに足るべし放埒なる家庭に生育せし者は既に家庭に在りて淫慾の惡習を覺へ或は家業即ち性交の媒介的業務を營む家若くは周圍の狀態に於て既に早く此惡習に染み或は之れが因を爲して遊女界に放浪し以て女色を覺へたるもの頗る多きを認む生來の性質、遺傳及四圍の特別事情の關係上所謂早熟的に十三四歳の頃より春機の發動するものあるを見る。

前述の如く春機發動期は生理上のみならず心理上にも大なる變化を及ぼし感情の鋭敏意思の浮動を來たし思想甚しく變轉するものなるを以て此際最も誘惑に感じ易く殊に女子に對する性交の關係を結び易きは吾人の呶々するを要せざる所なり而して不良少年は寧ろ早く女色に接するの機會多く且つ放縱に性慾本能を發揮せしめたることを以て不良少年と云へる分類中に墮落せしめたることを思はしむ春機の發動する十六七歳の頃は意思常に動搖し最も誘惑に陥り易きのみならず智識經驗未だ充分ならざるに漸次稍複雑なる社會上の種々なる問題に接觸するの危機なるを以て誤り易き時期なり況んや外部より彼等の性慾を誘起せしむるものあるに於てをや此危機に於て猛烈なる性慾一點の刺激が遂に大

事を惹起するに至るは往々見る所なり。

內的の誘因とも謂ふべきは第一家庭内に於ける年長者の不心得なり即ち年長者相互か兒童の面前に於て猥褻なる談話を爲し又は兒童に淫靡なることを語るに在り斯る陋劣の話柄は兒童の心理に對し難て重大なる影響を及ぼすものなり現に年長者の遊女買談等を聞き劣情勃發禁する能はず強姦及猥褻行為を敢行したる少年犯罪者あり大に愼まざるべからず。

外的誘因とも謂ふべきものは(一)新聞雜誌に掲載せらるる淫猥なる記事が大なる惡感化を與ふるは事實なり小説、詩歌、或る種の繪畫、彫刻、演劇、活動寫眞其他種々なるものが如何に彼等の劣情を排發し彼等の心理に惡影響を及ぼすかは寒心に堪へざるものあり(二)多くの工場は精神的及風教的には殆んど不健全なり下流生活の家庭に於ける子弟は多く此不健全なる工場に出入し不知不識其惡風習に感染し共に遊惰となり共に墮落し共に謀りて以て終に罪惡に陷るの徑路を示すもの尠からず(三)花柳界と不良少年との關係は實に大なるものあり然れども花柳界が公認せられ居る以上は青年男子の其域内に徘徊するを絶対に禁止すること能はず一方花柳界は青年男子の衝動を巧に誘ふと共に不良なる年長者は又彼等少年者を誘惑して其域内に沈溺せしむるに至る川越分盤に於ける少年受刑者の入監前女子に關係せりと云ふ百十五名の者が始めて關係せる女子の種類が其大部分花柳界の者たるを知るに於

第二卷第九十二號

て不良少年と花柳界の關係は實に寒心すべき重大問題なりと謂ふべし。

要するに不健全なる家庭若くは不健全なる社會的各種の惡影響は彼等の性慾を早熟せしめ逸早く女子と關係せしむるに至り其結果遊惰放逸に陥り其極遂に總ゆる罪惡を醸生するに至る前記百十五名の最初に關係したる女子の種類を擧ぐれば

淫	娼	藝	處	主	下
賣					
婦	妓	妓	女	婦	女
五七	三七	四	一五	一	一

計

一一五

料

斯の如くにして淫賣婦最も多きを占む淫賣婦、娼妓、藝妓等の花柳界者は總數の八割五分強に達す處女の中には工女及び普通家庭の女子を包括せるものなり主婦あり下女あり以て不健全なる社會道德の關係が如何に彼等少年を墮落せしむるかを知らるに足らん。

吾人は現時の不良少年が群集心理の作用に依りて一種の惡團體を組織し以て益社會を蠱毒するの狀あるを見て之れが鎮壓撲滅の急務なるを痛切に感ぜざるを得ず東京、大阪の如き大都會に於ては幾多の不良少年團あり東京の如きは大小二十有餘の不良少年團ありて内には頗る組織的に出來居るのみならず巧妙なる手段を以て善良の少年少女を惡化し不良の少年少女は益不良の域に沈淪するものありと云ふ而して其最も怖るべきは少年少女の性慾衝動に在りとす不良少年、不良少女の各種犯罪に陷る根原は多くは此性慾衝動に在るを知るに於て經世家の大なる考慮を要するを思はざるべからず吾人は少年受刑者の告白に依り知れる所の不良少年團に於ける惡化の狀況及び性慾衝動の怖るべき惡化關係の一端を此に例舒して聊か參考に供せんとす。

○不良少年惡化の徑路の一例 附不良少年團の一節

某少年は十八歳にして竊盜罪に依り入監するに至りたるか父は某地に於て製糸業に従事し工女百數十名を使用し居り漸次隆盛に趨き某地に支店を設け本店は叔父に任せ父は支店に來りて經營し支店の方も亦工女四百餘名を使用するの盛大に趨きたる爲め父は遊蕩に耽り藝妓を身受けし遂に實母を離別し而して父は其藝妓たりし後妻と共に東京に出て或る製造業を営み職工數名を使用し生活を立て居りたり而して自己は本籍地に於て尋常小學六學年中父の支店所在地に來り更らに進

んで中學校に入り二學年修業中品行不良の爲め諭示退校となり東京に出て某工業學校に入り間もなく不良少年團に入るに至れり。

小學校時代に於ては特記すべきことなかりしも時々家の金錢を持出し種々の玩具、菓子等を購ひ之を近隣の少年に與へ自ら其大將となりて惡戯を爲すを事とし居り中學校に入るや初め三ヶ月間は自轉車にて父の許より通學し居りたるが第一期の試験切迫せる頃寄宿舎に入りたり而して同舎には五年生二人四年生一人一年生一人と某との五人にして初めの間は上級生の歡心を求めんが爲め時々菓子等を購ひ或る日曜日に相伴ふて外出し中食を爲さんとして料理店に登樓し其後數次上級生と共に料理店に登り藝妓を呼び遊興し遂には自己一人にて料理店に行くこととなり女子に戯れ酒に親み全く酒色の奴隸となりて時々遊女町に遊び學校を休み全然墮落學生となり遂に成業の見込なしとして諭示せられ退校するに至れり當時學資として毎月父より二十五圓の定額送金を受け尙ほ種々の口實の下に臨時送金を求め概ね毎月三十圓餘を費消せりと云ふ。

斯くして東京に出て某工業學校に入學したるが只學籍上の入學にして日々遊び廻る中不良少年團某組に入るに至れり其動機は大正元年の夏大森の海岸に遊び海水浴中偶々溺れんとしたる時或る婦女に救はれて極めて親切に介抱せられたるを以て大に其厚意を謝し歸路共に活動寫眞館に入り

其後時々交通を爲し或は劇場或は活動寫眞館等にて邂逅し親密なる交際を爲すに至り其後其婦女の勧告に依り某區某町なる漢英數教授の學塾に入ることゝせり此漢英數教授の學塾こそ不良少年團某組の經營せるものにして前記の婦女は實に此不良少年組の不良少女なりしなり斯くして某は全く不良少年團員の一人として横行するに至れり

東京の不良少年團としては〇〇組〇〇〇組〇〇組〇〇組〇〇組其他稍知られたるもの八九種其内〇〇組は最も大團體にして是に次ぎ〇〇〇組も相當の團體なり其他種々の名稱に依て經營せらるゝもの大小二十有餘の團體ありと云ふ。

某組に於ける組織の内容を聞くに表面は學科及其他の純正藝術教授を事とし裏面には種々の惡事を働くものにして團員二百數十名を有し而かも其内には女子四五十名ありと云ふ而して隊長之を統轄し硬派、軟派の二部に分ち硬派は之を喧嘩、恐喝、婦女誘拐(主として賣女とする目的を以て)の各組に區分し軟派は之を搔浚、掏摸、婦女誘拐(色慾の目的及び金錢卷上げの目的とす)の各組に區分し各組長を置き其指揮の下に活動す硬派に於ける喧嘩、恐喝は詳細に之を知るを得ざるも婦女誘拐は結局強制的に之を誘拐し身の賣買を主とするものなり而して軟派に於ける搔浚は銀行待合所を荒し又は商家の店頭を荒すものにして掏摸は雜沓地に於て掏摸を働き又は緣目等に立廻はり掏摸を働くものなり又

婦女誘拐は女色を漁り金錢を卷上ぐるを目的とするものなり。

以上の組織の下に其隊長又は組長の指揮を受け惡事を働く而して其隊長の裏面には強大の權を握る隊長の妻女あり藝妓上りにして男勝りの手腕を有し能く團員を服従せしむるの技倆を有すと云ふ。

軟派に於ける掏摸組は多くは「ヴァイオリン」を弾き或は歌讀み等を爲して人を群集せしめ而して組員の者に拘取するの機會を與へ掏摸實行員は巧妙に拘取すと云ふ。

銀行荒しには女子一人搔浚一人自轉車乘三人を要す先づ女子と搔浚と相携へて銀行の混雜せるを窺ひ他人が現金出納口に於て現金の授受を爲す際を見計ひ女子先づ入りて金錢を振出さんとし(或は受取る)故意に(誤て金錢を落したる風を装ふ)金錢を落すに傍に在る客は本人が女子のことなる爲め氣の毒に思ひ之を拾ひ上げ遣はさんとし自己の手許を弛むる刹那搔浚を爲すべき者は其隙に乘し極めて敏捷に振出口に在る金圓を搔浚ひて逃出し門前に待ち居る同輩の自轉車乘に渡し之を轉々他の自轉車乘に渡して影を沒す。

婦女誘惑は之を爲さんとするには男子の外必ず一名の同輩の不良少女を伴ひて公園等を散歩するなり散歩中誘惑せんと欲する婦女を物色し之を見懸けて同輩の不良少女先づ之に接近し甘言を以て種々の言辭を交へ居る内男子は知らざる風を装ひ仲間の女子に久振りにて出會せし如き口吻を以て言辭を

交へ共に散歩するに至り出来得る限り萬事に親切の口氣を以てし只管婦女の歡心を求めつゝ遂に或る場所休憩を爲す其休憩中折を見て男子は極めて淡泊に其場所を立ち去るなり然る後兩女が其男子の事に就て語り始むるに於て仲間の女子は巧に詐言を並へ頻りに其男子の美點を賞揚し其婦女の愛慕心を挑發するに力め更に進んで男女雙方再會の機を興ふることの媒介を約して別を告げ之を其男子に通し以て漸次に男女接近の機を得せしむ其機會は主として觀劇、活動寫眞見物等を利用するに在り而して事此處に到れば其婦女は遂に其惡計に陥り不知不識不良女子と化するに至る。

某が或夏或る良家の女子を誘惑するに當り其女子は金錢の自由なる所より二ヶ月餘に三百餘圓を消費し剩さへ四五百圓の金圓を携へて家出し某と共に東京市内各所、横濱、鎌倉、江の島、沼津、静岡等に流連し居りたるが遂には其女子は自ら身を酌婦に沈め某地の料理店に在り其女に於ては其愛娘が如何にせしやを憂慮し今尙ほ其所在を搜索し居るならんと思ふに於て實に氣の毒の感に堪へざると共に深く懺悔の至りに堪へずと某は語りて大に悔悟の狀を現はせり。

○性慾關係に於ける不良少年惡化の徑路の一例。

某少年は十六歳にして竊盜詐欺罪にて入監するに至りたるが家は祖父の時代より柔道師範を業とし實父は祖父の内弟子なりしを祖父に技倆を認められ養子となり相當の門人を有し相當に生活し

來りたるも某が九歳の時實父は腎臟病を患ひ業を轉して相場師となり米相場の投機にて一時に富裕の身代を作りたるが實母は某が五歳の時離別となり實父は其後妻に浮氣商賣を爲し居りたる婦人を据へ乃ち繼母の前身柄よりして待合屋又は藝妓屋を營み父は妾二人を蓄ふる等の不取締の家庭なりし上に繼母は千餘圓を私して家出し實父は妾と同居するに至りしが實父は某が家出後病死せりと云ふ。

某は斯る家庭に成長し尋常小學六年卒業後寫眞業又は製本職の許に見習奉公に入りたるも何れも二三月にて辛抱出来ざりしものなり而して某は斯る不良の家庭に成育せし爲め早く色情を解し性慾の爲め幾多の婦女を誘惑墮落せしめたり抑某は斯る不純潔の家庭に在りたる爲め六七歳の頃自家に來れる三十歳前後の婦人に淫事を教へられ其婦人の淫慾の具に供せられたることある等の關係より早く淫慾を覺へ十三歳の時より良家の女子を誘惑して淫行を重ねるに至れりと云ふ。

某は十三歳の時(尋常科五年在學)學校前の學用品販賣店に近隣の男女兒童集まり遊び居りたる際某會社員の娘(十四歳)と懇意になり其娘の家に遊びに行き偶々家人の不在に乘し意を語り合ふて性交を交へ其後三四回其女と情を通したるか友人間に兎角の風説立ち其女の一家は他に移轉し爲めに情交絶ゆるに至れり。

十四歳の初夏近隣の菓子商の店頭に涼を探り居りたるとき町内小間物商店の娘と戀意になり爾後上野公園其他緣日等に密會し或は小料理店に出入し二十餘回情を通し而して相互に數十圓の金圓を消費せり。

十五歳の時淺草の某活動寫真館にて活動寫真を觀覽し居る際二人の女子某の前に來り觀覽し婀娜たる姿を次第に某の身に寄せたるが其時には何等の事なくして過ぎ其の後他の活動寫真館にて活動寫真を觀覽し居りたるに前記の一婦人と邂逅し其婦人は嬌態を某に向け暗に何物をか促すの交感作用に依り寫真館を出て其婦人と同行したるに銘酒屋の娘にして其家に打連れ一夜を明かし其後四五回關係を繼續せりと云ふ。

十五歳の春淺草の某劇場に芝居を見物せる十七八歳の娘が十二三歳の妹を連れて某の傍に坐せるに某は情動き何氣なき風にて其婦女の衣服に手を觸れたるに婦人は之を避くるの風なく漸次進んで無言の儘婦人の手を握るに至りたるに妹娘は之を見て不快の色を現はし歸らんと言出し二人相俦ふて立出てたるに付密に之に尾行したるに某町の貸本屋の娘なること明となり爾後貸本借覽に托して屢行き戀意となるに至り或夜家人の不在を好機として其女と情を通し後數回活動寫真若くは芝居見物に同伴し又は緣日に密會し或夜其女の母に感附かれ其女の外出次第に遠くなり漸次關係を絶つに至れり。

十五歳の夏淺草公園の支那料理店に登樓し飲食したるとき給仕女の一人に眼を付け甘言を以て之に戯れ同女が通ひ酌婦なりしを知りたるに依り歸途之を道に要し款語を交へ其婦人の勸むるが儘に同女の家に至り情を通じ其後屢其婦人の歸りを待ち散步、芝居見物、緣日遊或は自宅にて密會する等四ヶ月の長きに至り尠からざる金圓を此婦人の爲めに消費せりと云ふ此頃の消費金は悉く不良行爲に依りて得たるものなりと云ふ。

此時頃より不良少年の仲間に入り年長の兄分たる者の家に同居し居れり而して其兄分たる年長の同輩は地方出の少女を誘拐し來るの職分に在りて其等被誘拐少女と性交を交へたるもの五人に上りたりと云ふ當時某は盛に銘酒屋遊を爲し色慾のみならず金錢を捲上げの慾を満たさんか爲め巧言詐謀を弄し尠からず銘酒屋の婦女を誘惑して性交を遂げ又は金品を捲上げ或る婦人よりは百五十圓を捲上げたりと云ふ此婦人は父が競馬師にて時々大金の入ることを承知し居り且つ自ら好んで淫賣婦たりしものなる等の關係に依れりと云ふ

娼妓との關係は十五歳の年末に近き頃吉原の某樓に登樓したるか敵娼が他に良客ありて大に薄遇せられたるより臥床に入りて假睡を裝ひ居りたるに敵娼は枕頭に來り某か蒲團の下に置きたる蠟

金澤	宮城	福島	盛岡	青森	山形	秋田	京都	大阪	奈良	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	松山	德島	高松	長崎	福岡
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
一、〇五五	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六

大正四年十二月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告	勞役場留置者	乳兒	合計
豐多摩	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
東京	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
浦和	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
前橋	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
水戸	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
宇都宮	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
甲府	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
長野	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
小笠原	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
安曇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
名古屋	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
靜岡	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
新崎	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇
合計	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇

[illegible]

大正四年十二月末日現在受刑者刑名表

(△八減)

[illegible]

大正四年十二月末日現在在監受刑者罪名表

受刑者ノ年齡	十八歲未満	二十歲未滿	二十歲以上
計	一、六五二 二、〇一九 四四、〇四二 四七、七二三	一二五 一二七 一、七七四 一、九九六	一、七七七 一、一四六 四五、七八六 四九九七〇九
竊盜	二五、四一九	七九九	二八、二一八
強盜	二、七九八	一七一	二、八一五
賭博及ヒ富藏	二、四四四	七三	二、五一七
詐欺及ヒ恐喝	五、八九八	一三三	五、九九一
横領	二、二〇八	四二	二、二五〇
贓物ニ關ス	五〇六	三五	五四一
毀棄及ヒ隱匿	三六	！	三六
通貨偽造	二〇三	二	二〇五
文書、有價證券偽造	二、二六九	一一	二、二九一
印章偽造	四七	二	四九
偽證及ヒ誣告	八七	！	八七
猥褻	八三	！	八三
娼妓姦淫及ヒ重婚	三四〇	二〇	三六〇
傷害	一、四五九	三八	一、四九七
害	！	！	！

(△ハ減)

殺	嬰	逮捕及七監禁	隨胎	公務執行妨害	走、犯人藏匿及誘誘	放火	住居ヲ侵ス	略取及ヒ誘拐	其他	計	陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便電信法	其他	警察犯處罰令	警察令及ヒ警察令	總計
二、二四六	四五	一六	二四	四三	四〇	五五	一、三四二	一八〇	八七	二〇一	四七、一四六	五九	一六七	二二	三四	一三一	一四九	五六七
二〇一	一五二	三	七〇	四三	四〇	六五	二七四	一	二	一七	一、九〇三	五九	一六八	二二	三四	一三二	二二八	一九三
二、五四七	一九七	一九	九四	四三	四〇	六五	一、六一六	一八九	八八	二一八	四九、〇四九	五九	一六八	二二	三四	一三二	二二八	四九、七〇九
二、五八八	二〇九	二二	一〇四	四七	三五	六九	一、六五四	一八六	九三	二四〇	五一、一八〇	五二	一八二	二一	三三	一八九	一七九	五一、八五六
二、五九二	二〇七	一五	一一一	四四	三八	二八	一、七五五	一四九	九八	一八二	五〇、〇二二	四八	一七六	二三	四〇	六七	二九	五〇、五九五
四一	一二	二	一〇	四	五	四	三八	五	四	二二	二、一三一	七	一四	一	一	五七	三	二、一四七
四五四	一〇	四	一七	一	二	二	一三九	三二	九	三六	九七三	一一	八	一	六	六五	三八	八七
八六			一二													一二		八六

説

林

○慚愧の心

一、近來我國に於ては位置も高く身分もよく金もあり外面上に於ては何一つ不自由も無いやうな人々が種々の罪状を以て頻々と醜名を流し、裸體の辱を受けるものさへ少なくない。私はもう彼此六十年程生きたのであるが、實際此近年殊に日露戦争以後位、身分のある人が破廉耻罪に問はるゝこと多い時期を知らない。固より以前さても身分のある人であるが、醜名を流した人の無い譯ではないが、この近來釋類々あつたことは無いのである。まさかあの人があの身分でこんな罪を犯さうとは誰れしも一度は聞いた口が塞がらないといふやうな有様である。

此現象を一面から見るに國民一般が輕海に流れ油斷をした證據を見ること出来るのであるが、他面から考へるに地位あり身分ある人が殊に自分を忘れて仕舞つて自分の位置とか權利とかを濫用してゐる證據を見ること出来る。いつれにしても國家として頗る寒心に堪へない話であつて今にして覺醒するに非ずんば國家の健全性は上の方から漸次壞されて行かないとも限らない。白蟻といふ蟲は如何に蠶々たる大廈高樓でもまたいく甲に朽ちさして仕舞ふと聞いてゐるが國家も如何に表面に於ては立派に見ゆるやうになつても何時國家全體の構造を危うらしむるか解らないのである。

三、然らばこの油斷を根本から無くし斷ち切るには如何にせばよいかと云ふにどうしても相對的人間以上の或る者を認めそれに對して恐れ慚るゝところよりする外はない。お互人間同志を相手としてそれを恐れそれを懼つてもつゝこの位の事はさかさまか知れまいとか彼の人もこれ位はするだらうとか云ふやうな横着な心か起きて逆も油斷を無くすることは出来ない。

一體吾々お互が日常爲してゐる行爲はお互の上に於てこそ左程罪惡を犯してゐる様な感じに起らないか。實はその一々に誠が缺けてゐるのである。ましてこの位の事は心を許すに至つては非常な罪惡である。世間の罪惡とは法律に觸れたものについて云ふけれども宗教上から見た罪惡は決してそんな表面的のものでない。法律に觸れてゐようがぬまいがそんな事には何等の關係もない。只佛様のお誠にかなつてゐるかぬまいが主なるのである。こゝなつて來ると吾々の心には少しの緩味も度も無いこゝなつて常に佛の照覽を仰ぎ冥見を恐れて修養に勞むるから假りに「分りはすまい」など云ふやうな料見遂に起らないのである。前に述べた身分のある人間などは相當の智慧もあり法律も心得て居るから世間の法律とか世間の評判とかを標準としてこれは法律には觸れないとかこの位の事はまあ世間に知れまいとか考へた上でやるからしてつゝ法律にも觸れ世間へ醜名を流すこゝなるのである。これが若しも逆に法律の條文や世間の評判やを眼中に置かすたゞ一途に佛様に對して申譯ないやうに佛様のお眼を晦まそうとしてほならないと

二、それについて永らく四人を取扱つて來た人の經驗による。どんな重罪を犯した人間であつても決して始から惡人であつたのではなく、これ位のことはさかさまか分るまい。知れまいと思つてやつたのがだん／＼一回は一回大膽になつて遂に重罪を犯す。が常習犯となつたのである。云ふこゝまでである。成程尤な話で始めからこんな大罪を犯すんだと自覺して罪を犯せる譯のものでない所が悪いことを悪いと氣付かず、この位の事はしては差支無からうと思つてやつたこと、がいつも失策の基となる。又一つには分るまいと思ふのが抑も誤である。

凡ての罪人がさうであるが特に位置あり身分ある人間は他の者よりは善にも惡にも有利な境遇にあるのだから平素の修養が足らずに居る。こゝの境遇を濫用したくなるのである。自分の位置が商人など接近して其等を思ふやうにする權利がある。こゝの其等の奸策に乘せらるゝやうなことになる。それともつまりは自分の位置を明瞭に自覺して寸毫も隙のないやうに平素から心懸けないからである。要するに人は油斷するのが宜しくない。こゝの位のことは、こゝの心を許してかゝるの危険の基となるのである。何もこれは犯罪に限つた譯でなく何事によらず「この位のことは」輕蔑してかゝつたら必ず失敗を來すのである。まして道徳上のことになると始めこの位の事はと許してした行が基となつて次にそれ以上の事で、も左程大しきことは思はないやうになつて不知不識の中に重大の罪を犯すやうになる。そこで始めの油斷を戒めなければならぬ。

云ふやうな高い標準から行爲したならば期せずして世間の法律にも合し世間の尊敬をも失はすに居るのである。

四、それからももう一つ監獄に繋かれる人間には普通の人間よりも非常に缺けてゐるところがある。と聞いた人としては慚愧の念即ち己れを愧づる心が全く缺けてゐるか或は甚た乏しいと云ふことである。彼等が何故に斯る罪を犯したか。と問はるゝと必ず十中八九は私ばかりでない。誰々とした誰々は私よりもつゝと悪いことをなしてゐると辯解して少しも自分が悪かつたとか濟まなかつたとか云ふ慚愧の念がない。これはたゞ獄裡に囚はるゝ罪人ばかりに限つた譯でなく普通の人間にも随分ある。こんな考が微塵程でも心の中にある間は何時法律を犯すやら分らないのである。元來善いとか悪いとか云ふ事は他人がやつてゐるぬないで定まるものではない。他人が自分より多くの惡をしてゐようがぬまいがそんなことは問ふべき限でない。自分が惡をしたと氣付いたらすぐ改めればよいのでそれを改めやうとせずに誰々ばこゝである。他人の非を擧げんとするのは更に自分の惡を増長さすものである。これ更に慚愧の念が無いからである。慚と惡いことをした時、あやまり恥づる心であり愧と自分より上の人を見て自分の行の及ばないことを恥づる心である。この二つの心があつてこそ始めて吾々をして法律上にも道徳上にも遺憾なき人間たらしむるのであつて一切修養の根本である。この慚愧の念はさうしても宗教上の信仰から養はれば眞物とはならない。從つて從來の我國の地位あり身分ある人は餘り宗教を馬鹿にして

説

林

かつて自分の弱力で修養が出来ると思つた爲めにつゝ頻々々
 亂暴な罪惡を犯すやうな次第となつたのであらうと思ふ。

五、そこで佛教に於ては悔愧を二大善根としてあると同時に無悔
 無愧を二大惡根としてあるに見ても如何に悔愧が重要であるか
 分る、所で吾々お互の心狀を探つて見るに無悔無愧に満ちてゐる
 この無悔無愧に充ちてゐると云ふことの自覺が其處に幾分
 なりとも悔愧が現はれるのであつて誠に申譯がない濟まんと思ふ
 佛の冥見を畏れ照覽を仰いて幸に人間としてゐる道に誤らないやう
 に努めさせて貰ふのである一體人間は自分か間違はない正しい
 大問として立派だと思ふてゐる間は得て間違の多いものであつて
 之れに反し自分たは過か多い兎角正しい事を爲し得ないと思へる時
 には將來を慎み益向上を計るものである比故に本來無悔無愧であ
 る吾々が幾分なりとも悔愧の心を起させて貰へるといふものは唯
 々佛の廣大なる慈悲を仰くより外に見やうか無いのである然
 るに世間の法律とか評判とかのみを標準としてゐる間は常に缺點
 過失に充ちた人間を相手としてゐるから無悔無愧の自覺が起らな
 い従て悔愧の心から萌す事も無い故に道德上は愚か自己の唯一標
 準としてゐた法律にさへ觸れ世間の名譽さへ一切失つて仕舞ふや
 うな破目に陥るのである彼のお互人間としては何一つ缺點もない
 法律上は勿論道德上に於てさへ殆んど完全と云つてよい親鸞聖人は
 は自ら決して正しいとか間違はないとか優れてゐるとかは思は
 せられなかつた其處に床しき氣高き尊ささを認めて敬慕の情に堪

過を聞いたが同様の症狀であるこの事であつた。

第二例 變質性の素質を有する人であつたが犯罪の數日前親の許
 に至り金匱を貸して呉れ貸して呉れば自殺すると云ふて脅かし
 た事があつたその外は凡て病的と思はる節がなかつた、其後兄の
 家に竊盜に入り、金匱を盗む所を親に發見せられ之を殺害して逃
 走したが後に捕縛されて獄に投せられた、その後演者が見た處で
 は明かに早發性癡呆症であつてその後七年後の今日でも殆んど同
 樣癡呆症、強硬症、衝動症を認めらるものである緊張病であつ
 た。

以上二例とも犯罪時には少なくも著明なる病的症狀なく、その親
 近の人に聞いて見ても何等の症狀を發見し得ないのである、而か
 も入監後忽ち著明の緊張病を呈したのである、演者は一面變質病
 性精神病との聲の高き折、斯かる例症はまた一顧の價値ある例と
 思はるる云へり(神經學雜誌第十五卷第二號所載)

○横濱地方裁判所の某檢事正曰く「犯罪
 者を統計して見るに、白髪にして而かも少しも禿げぬ人は百人中
 九十七人までは眞正の惡人だが其反對に禿頭の男は七十七人まで
 善人だ假令罪を犯しても他に誘惑された者が多い禿頭は概して好
 々爺と見える(法律新聞一〇七四號)」

國民體位の下落

(承前)

第八娛樂の機關 我國には健全なる精神を養ふべき活潑なる
 娛樂の機關がない一地方の者が一所に會して樂しむと云ふ様な風

へないのである聖人は迷惘和讃中に
 無悔無愧のこの身にて
 まことのこゝろはなければ
 兩院の廻向の御名なれば
 功德は十方にみちたもふ

と申述べられてゐる自分の位階勲等地位財産等が直ちに自己の精
 神の高潔を語るものであるかの如く思惟する妄情言ひ換へれば外
 觀に眩惑されて内觀を慮しふする所から一切の罪過が起るのであ
 らうと思ふお互此點は餘程一つ考へて見ればならぬ(念)(前田
 慧雲博士談)

○早發性癡呆の初期に於ける唯一症狀

としての犯罪行爲 或る人間が犯罪を爲る、其犯罪
 たるや其人の從來の人格に照し合はして考ふるに、什麼して彼の
 人が此様な犯罪を敢てしたか暗に落ちぬと訝しく思はれ、其犯
 罪は病的行爲に由るものか生理的行爲なのか判明しないが、後日
 に至りて早發性癡呆を起したので始めて既往の犯罪は或は早發性
 癡呆の初期證狀(Outbreaksymptom)では無かつたと思はれる事が稀
 にある次に述べる二例は其引證である、第一例浦和の八で生來精神
 病的傾向を認めなかつたが、明治四十五年申養父に小言を云はれ之
 を憤怒して養父母及び妻を慘殺し監獄に繋かれたのである演者が
 その人を見たのは既に犯罪後一年も後の事で、其時には立派に早
 發性癡呆の證狀即ち昏迷癡呆症等を示して居た、其後四五年後に經

習は頗るよい神社とか寺院とかを會場として茲に著しき活潑なる
 精神の修養となるやうな娛樂方法を講ずるがよい而して此娛樂に
 於いては大に社會制裁を行ふがよい斯くして精神の修養される
 時始めて國民の體位が上國するであらうませう

第九婦人の不健全 女子を教育する者が注意すべきことは
 澤山ある女子自身も亦大に注意せねばならぬ第一に今日の女子が
 益々弱くなるのは學校に於て女子が餘り勉強しすぎるからである
 男子と比較すると裁縫科だけは全く餘計になつてゐる裁縫を習ふ
 ために費す勢力だけ他方にて減せしめよ然らずんば女子の肺患者
 は到底減せしめることは出来ないであらう第二に女子の衣服の袂
 が長いから如何しても傳染病の菌が附着する肺病の如き傳染病
 の菌を少なくするには女子の袂を短くせねばならぬ第三に親と
 か夫とかが病氣になれば看病するものは大抵女である夫故に女子
 は男子よりも一層弱くなつた傳染病の時には如何に身内の女子で
 も餘り接近せぬ様にしなさい第四に經濟上の都合からして夫や小
 供に美食をさせて女子は粗食する場合が多い其の母たり妻たる女
 子の心情は美さすべし第二の國民を造るべき大切の身なるを考
 へて自分の身體を壯健にする云ふことは女子の義務でありませう

第十古着商の不徳

是れ重大なる社會問題である赤兒の大小
 便した布團でも肺患者が血を吐いた布團でも其のまゝ古着商の手
 に入る社會道徳を心得ざる彼等は其のまゝ人に賣りつける何んた

る危険ぞや實屋も亦病氣の媒介をする即ち病人の衣服の質流れとなつたものが其のまゝ洗濯もされずに古着商の手を経て他人の手に入る死人の使用物が遠慮もなく用ひられたりする以上の古着類は洗濯せねばならぬもので賣る方でも買う方でも充分に注意せねばなりません。

第十一萬年床の惡風 寢床を萬年の間も延べたまひにして更に日光に當てぬと云ふ意味からして萬年床と云ふ殊に病氣にでもかゝる寢たきりで更に床なのべ代へぬ日當り悪い寢室に病人は寢たまひで晝間になるその他のものは起て出て仕事なり夜になる萬年床に病人の寢て居る寢室へ一家悉く集まつて休息し翌日又外出して働いて晩には此の暗い室の中の萬年床に休む而も其の間に肺患者でもあると終日其の寢室へ黴菌を吐出して居る何たる危険ぞや國民體格の日一日と衰退する原因の一は實に此萬年床だ。

第十二積込教育 國民の體格が年々衰退して行く原因の一つは實に近代教育界の通弊たる積込主義であります乾燥無味なる教育を無理失理に生徒頭の中へ積込みます殊に専門教育にありては教師は自ら研究して其の甘味を自分一人で啜り殘り積を生徒に無理強に與へます夫れ故に學生に取つて學問は更に趣味がないと云つて頭へ積込んで置かぬと免狀は取れぬ仕方なしに暗誦をする其の積込込んだ生氣なき學問の實用をなさぬ事は勿論であります實用になるのは反つて實社會へ出て碎けた後に得る實際の経験で

あるかゝる積込込み主義的教育によつて學生の體格は日一日と衰退しつゝある是れ實に國民の一大事變ではあるまいか。

第十三趣味の缺亡 今日では趣味を持つて働いて居る人は實に少ない全た器械と同様働いて居る無味なる生活して居る只だ器械的に無茶苦茶に動かなければ食ふ事が出来ないから朝から晩迄動いて居る仕事の上には少しも趣味を持たない故に仕事はうまく出来ないのみならず身心共に空しく疲れ果て國民の體格は徒らに衰退して行くのみであります(兎)(慈航所載高木君書談)。

○供述の價值 近世刑事學の發達と共に著しく學者、實際家の注目を惹くに至つたものは刑事心理學であつて、一九一三年八月コーペンハーゲンに於て開かれた國際刑事學協會で、ボン大學のハイムベルガー・Heinberger 教授が「刑法の補助科學の教育」に就いて研究の結果報告したところを見ても、刑事心理學を重要な第一科學として居る(拙稿「刑法の補助科學の補助教育」志林前卷第九號、第十二號、本卷第三號參照)殊に刑事學の一方の權威であるグラーツ大學のハンス・グロース教授の如きは、其の名著「刑事心理學」(Hans Gross, Kriminalpsychologie 2. Aufl. 1905) 拙譯「犯罪心理學」(文明協會出版)の序論に於て刑事裁判官に對し法律上の知識以外に、最も必要なものは、心理學に依つて得たる知識なりと云うて居る。尤も茲に所謂刑事心理學はシュムペル(Geumer, Kriminalpsychologie)、クラウス(Krauss, Psychologie des Verbrechens)、カフマン(Wulfen, Kriminalpsychologie) 及びハルキ(Kovalevsky, La psychologie criminelle)等の述ぶる刑事心理學とは異つて居る。即ち後者は主として犯罪者の犯罪者となりし由來を心理的方面より研究せんとするものであるが、前者はこれに反して、犯罪現象の認識に關する裁判官、警察官、陪審官、證人、鑑定人の心理を對象として研究するものである、固より此方面の研究は、多くの學者に依つて研究されたけれども、其の大成者は前記ハンス・グロース教授である。

ハンス・グロース教授の唱導したるこの刑事心理學は、系統的に種々な方面に溶りて述べられて居るが、要するところは價值ある供述を基礎として、犯罪事實を審理せしめんとするに外ならない。いふまでもなく陪審員、證人、鑑定人、辯護人等の供述は、犯罪者決定に重大なる關係を有して居るから、警察官裁判官に對しては、如何なる點に注意せば、價值ある換言せば正確なる供述が得られるか、如何なる點に於て供述は其の正確度を失ひ、又は減ずるか等の問題は、忽ちするこの出来ないものである。

角供述の價值に關しては、教育學上種々なる重要問題があるけれども、今茲には單に刑事上に關係した意味に於て述べようと思ふのである。

元來人の供述に關しては疑入るべき餘地の頗る多いに拘らず、吾人の日常生活に於ては、或特別なる場合以外、これに充分の注意を拂つて居ることは少い。されども實際を云へば、人は自分が何を知れりやを自ら知るものではない。(Hans Gross, Kriminalpsychol-

ogie 9.)、即ち供述者が主観的に眞實なりと信ずることは、必ずしも客観的に眞實なるものであるとは云へない。(G. Gmelin, Zur Psychologie der Aussage, S. 16) 供述の正確なる事は、一八八五年にエゴン・アハス、記憶に關する實驗的研究をなしてより、(Ebbinghaus, Über das Gedächtnis) 多くの學者に依つて證明され、メチエンの如きは誤り記憶は普通のものにあらうして例外である(Stern, Beiträge zur Psychologie der Aussage) と述べて、前記のケメンも、誤り記憶は例外なり(Gmelin, a. a. O. S. 4) ことに賛同して居る。

かくの如くに供述の基礎となるべき記憶は、不正確なるを常とするも、供述の心理(Psychologie der Aussage)には裁判官が裁判官たる時の心理(Psychologie der Richter)をも包含せしむべきもの(Gmelin a. a. O. S. 6)であるから、供述の實際的價值は、單に供述の記憶の正確度のみならず、裁判官との種々なる關係に於て、其の正確度に影響を生ずることは論ずるまでもない、従つて此の供述の實際的價值の問題は、大凡次の六點に於て研究しなければならぬ。

- 一、供述者の認識の正確度
- 二、供述者の記憶の正確度
- 三、供述者が其の記憶に存せることを語り若しくは記す上の正確度
- 四、尋問者が、供述者の供述を聞取る上の正確度

五、聞取られたる供述事實が、供述者の思惟せざるに與らざる内容意義に於て圖書に記載さるゝ上の正確度
六、裁判官が圖書に依つて、其の事實を判斷する上の正確度、これは何れも、等閑視すべからざるものであるが、尙特種にして然も普通に注意すべき問題は、

(一)尋問者の有する觀念と、供述者の有する觀念とが、其の内容意義を異にして、兩者の間に眞の理解の得られざることで、これは教育程度並に生活程度に於て、多くの場合に著しき相違を有する裁判官と被告若しくは證人の間には、此の困難が、不知不諳の間に思はざる誤謬の原因をなすことがある。次に

(二)尋問者と供述者との間に於ける感情の問題である。吾人は自己の思想並に意思表示は、其の時の感情状態に因つて變動する。これが極めて多い。更に對話者に對する感情状態に因つても、亦眞實の境を脱して語り、若しくは普通ならば供述すべき範圍に満たざることも少くない。

(三)尋問者の問ひ方の問題である。これは尋問者と供述者との其境遇より得る精神上の相違並に態度と、尋問の仕方とに追及、反覆、放任、暗示、豫想等の加はれる時と否らざる時に因つて、大に注意すべき事實を生ずるのである。

以上は何れも常態を保てる供述者の場合であるが、供述者の心身が異常又は變態なる場合、例へばヒステリー性、神經質性、癲癇性、變質性及び酒精中毒性等の異常性格者が供述者たる時、供述者

が昂奮又は疲勞せる時、婦人が感情動搖の著しき月經又は経痛の時、或は供述者が幼年者なる時、老年者なる時等は、何れも供述の正確度に種々相違した關係を有し各特殊な研究を待たなければならぬ。

是等の問題は、何れも範圍の廣い研究を要するから、其の詳細は他日に譲つて以下吾人は實驗的研究をなした結果を掲げて、供述の價値の大凡の程度を述べて見た。

供述の正確度を研究するには、色々な方法があるのみならず、吾人が認識をなす感覺機關は、眼、耳、舌、鼻、皮膚筋肉及び體等が主要なもので、それ等が各構造を異にして居る及び、外界知覺上に及ぼす關係にも色々あつて、其の知覺を脱し又は知覺を誤ることも極めて複雑で、これを概括的にいふことは出来ない。けれども吾人の日常生活に觸れ、且刑事裁判上に最も多くの關係を有し、供述の正確度に相違を來たし従つて吾人の注意をなさざるべからざるものは眼に依る視覺であつて、耳に依る聽覺はこれに次いで居る。今吾人の述べんところも、主に視覺に關係したものである。而して此の視覺に依る供述の正確度を知らるの方法には色々あるが、吾人は主にシュテルンやケメン等の試験したやうに、或繪畫を供述者に見せしめ、之れに種々なる條件を附加して、調査したのである。

實驗第一、供述者の理解と判斷を要する事實の場合。

被験者、東京帝國大學法科大學第四回生三十名。

實驗の時、午後三時頃にして、被験者が二時間の授業を受けた後、

此の精神的勞作を爲したる後を遊びたるには、特殊の理由なければども、普通刑事上の供述の行はるゝ時は、供述者が主觀的なるにせよ精神的勞作、例へば内心の煩悶、不安、畏怖、疑惑等を經驗したる後であるから、全く活潑にして疲勞なき精神状態の時を避けたのである。以下法科の學生を被験者とする場合は、皆同時に實驗せり。

實驗の場所、東京帝國大學法科大學教室

被験者に示したる繪、音樂家ベートーベンがヴァイオリンを演奏する、七人の男女のこれを開ける繪で、エッソングである。

被験者に對する條件、今此の畫に就いて問ふことがあるから、充分よく見て置けといひて、五分間見せしむ。

間、五分間、被験者が繪に近づいて熟視したる後、直に「この繪は如何なる畫か」と問ひ、他の者に知られざらん爲めに筆答せしめた。これ他の者の答に暗示さるゝ恐があるからである。右の如き間に對して得たる供述は、固より一機ではなかつた、今之れを其の主要な點に於て分類し、且つ其全人員に對する割合を示せば左の如くである。

問答の内容

應答者、全人員に對する百分比例

- | | | |
|----------------|--------|------|
| 一、聽者何れも感に打れたる景 | 一、一 | 三六、六 |
| 二、悲痛、悲哀の情に満つ | 六、二〇、〇 | |
| 三、陰鬱なる景 | 二、六、六 | |

四、慰安せること

二、六、六

五、失望と恐怖とを示す

一、三、三

六、快感に打たれ居れり

一、三、三

七、調誡の畫

一、三、三

八、禱の畫

一、三、三

九、樂手ヴァイオリンを奏してこれを開ける畫

一、六、六

これを以て觀るに、一は只聽者が感に打たれて居るといふのであるが、二乃至六は或特殊なる感情を示せるものといつて居る、然るに七及び八は全く類を異にして、九に至つては只に繪の構圖を示すのみで單純な説明的回答である。此の一實驗の結果に就きて、吾人が先づ考へなければならぬのは、如何に吾人は同一對象物に接し、然も同一のそれに對する問を得て、數多の相異つた種類の答を得るかといふことである。之れも一又は九の如くに、只其の説明的方面を異にする點に於て相違のあるのみならば問題は起らないが、同じく其物の有する特殊感情を説明する二乃至六の答は悉く其の説明を異にして居る。即ち甲は悲しめる畫と爲し、乙は慰められ居る畫と爲し、丙は恐るゝ畫と爲し、丁は喜べる畫と爲し等々あり得る。

此の事實を以てしても、刑事上の證人等が或刑事事實を實見したりとか、又は其の附近に居たりといふが如き根據の下に問はるゝ場合は、其の答が如何に可信性少く、證人を異にすると共に、其の答も亦千差萬別なるべきことを豫想せしむるものである。固より此

の種の證人が供述が、或刑事事實に重大關係を與ふることは殆どないにしても上の實驗の如くに熟視せしめて、然も直に問ひたるに於てすら、其の答の何れに據らんかを疑はしむるものである。これは視覚の誤ではない、勿論其の幾分はこれありとする。其の大部分は其の経験せる對象事物に對する各個人の理解、判斷に因るものである。されば或家の内にて喧しき入聲のするを通行人が聞いて、甲は一家團聚の語聲と聞き、乙は家内の爭論と聞き、丙は他人を對手の喧嘩と聞くこともあらん。従つて若し其家に或傷害事件ありたりとせんに、幸に乙か丙かが證人となれる場合は、其の事件の説明資料となれども、不幸にして甲のみが證人となれる場合には全くこれを否定するやうな資料を供するであらう。のみならず吾人の思想の移動變化は、初めに得られたる觀念に對し、聯想的關係にあるもののみが集つて、次第に初めに得られたる觀念を遠ざかり、例へば上の甲が初めには一家團聚の語聲のみ聞きたりと信じ居たるが、後には單に語聲のみでなく笑聲も聞えたりと思惟し、更に大笑の聲のみを聞きたりとして、其の記憶上に殘留するに至り、喧嘩、爭論等とは全然兩立せざる答をなすに至るのである。

而してかくの如き個人的理解、判斷を要する間に對する答は、著明なる誤解の場合を除きて、其の内の何れを眞實なりと斷定する能はざる點は、試驗者に對する他の缺點である。例へば上述の實驗に於て訓誡の畫、祈禱の畫と見たるは、恐らく誤解の中に入らんと

供述の正否

應答者

- 一、不明とせるもの
- 二、一方の店を不明とせるもの
- 三、一方を誤れるもの
- 四、一方の店の位置と他方の店を誤れるもの
- 五、店の位置を互に轉ぜるもの
- 六、訂正して正しきを得たるもの
- 七、正確なる答のもの

一六

一は常に正面より出入せすその理由を以て不明と答へ、其の他の二十四名は何れも數年間正門より出入したるに拘らず、七に關する十六名を除きて、二乃至五に屬するものは、何れも正確な答をなし得なかつた、其の甚だしきものは、數軒を隔てたる店を答へた。而して其の誤述したる店は、何れも其の附近に在るもののみが答へられた、此の事實を以て觀する時は、被験者が日常経験に因つて、其の附近に存在する店を知つて居るのは明であるが、其の位置に關する記憶は頗る不明瞭で、爲めに四乃至六の結果が、出たのである。かくの如く反覆せられたる経験事實でも、決して正確な供述が得らるゝものとは決定して居ない、却つて此の種の経験には思はざる錯誤の加はり若しくは不明瞭なる點の存在するものである。

此の種の事實は、他の研究者の結果も同様であつて、吾人は自ら熟知せりと思惟する経験事實にても、若しこれを正確に云ひ表はさ

も、其の他の特殊感情を以て説明せるものは、各、然信じたるまであつて、悲める畫と述べたるものを誤さなし、喜べる畫と述べたるものを異なりとする根據は、多くの場合少いのである。かくて各人の経験したる同一事實は、各人の理解と判斷したるまゝに、各相當の可信性を有するものとして取扱はなければならぬのである。且又吾人の實驗の如くに、問はんとする事實を経験せるものに就きて、悉く供述を求め得る場合、質問者がそれに對して判斷する上に頗る好都合であるが、實際上の事實に於ては、かかる場合は殆どなく、如何なる人々が、當該事實の経験者なりやは多く不明であつて、之れ等の多數者の一若しくは數個の人のみに依つて、尋問者が供述を得んとするに過ぎないので、これ又正確なる供述を得る上の他の缺點である。

實驗第二、供述者が日常反覆経験せる事實の場合。

被験者、東京帝國大學法科大學第四回生二十六名。

問「東京帝國大學の正門前に銀行があるが、其の向つて左右には何の店ありや、此銀行は、法科大學の教室を出て、正門の大通を門へ向つて進めば、丁度門の中に入る位置にあるから何人も地面に向つてのみ歩く癖の人を除きては、其の銀行が視野に入り、同時に其の左右の店を見るは明であるのみならず、其の一方の店は文房具店で、日常學生が用を便する店である。但し前の實驗の場合と同一理由に因り、筆答せしめた。

右の問に對して得たる供述は左の如くである。

んと試みる時には、豫想外の誤謬の多きに驚くことであらう。例へば自家の應接室等に於ける器具の位置が常に一定し居るに拘らず、自らこれを明確に説明する、ことの殆んど不可能なるは、往々經驗さるゝところである。

かくて二十六名の中等に正門より出入せざるもの二名を除き、二十四名の答の正確の程度を檢するに、

正確度 = $\frac{17}{24} = 0.708$

次に記憶の惹起する程度を檢するに、先づ銀行の兩側の店を共に答へたる場合を答二つとし、只一方のみを答へたる場合を答一つとし又答が二通ある故供述者の數を二倍にして計算すれば、

正確度 = $\frac{25}{50} = 0.5$

誤差の數 = $24 \times 2 = 48$

誤差の數 = $24 \times 2 = 48$

即ち此の問に對する記憶の再生は、好成績を得たけれども、尙此の答の中には多くの誤があるから、供述の明示度は、供述者の全數で正しき答、即ち二つの店を正しく答へた十七名の二個宛と、一方の店を不明として他を正しく答へた二名の一個宛と、一方を誤つて他を正しく答へた二名の一個宛との和を除したものであつて

正確度 = $\frac{17}{34} = 0.5$

誤差の數 = $(17 \times 2) + (3 \times 1) = 37$

誤差の數 = $24 \times 2 = 48$

誤差の數 = $24 \times 2 = 48$

かくて此の明示度は、答の半分のみ正しかつたものが加へられたから、前の此の間に對する供述の正確度よりは、幾分の價值を増して居る。而して此の實驗の場合に於て、記憶の惹起せる度は、日常反覆せる經驗事實なる丈け百中九五、八の割合に多いけれども、其の明確は述べ得る程度は、それよりも百中一五、七を減じた七九、一の割合である。此の事實から推察すると、瞥見した經驗事實の如きは勿論、只二三回經驗したる事實は、特に印象を深からしめた原因のなき以上は、著しく正確なる供述がなされるものと考へればならない。

實驗第三、推察の加へられたる場合。

被験者、二十歳前後の女子にして、各教育程度を異にする。被験者に見せたる繪、西洋室に一人の婦人と小兒と畫かれた種々な家具散在し窓脇の壁に四角の時計が掛つて居るもの。問、熱視五分の後に『今見た繪の窓脇の壁に掛つてあつた時計は六角であつたか八角であつたか』と尋れた。

右の間に對して最も教育の程度高き甲は六角と答へ、教育程度の甲に次げる乙は八角と答へ、乙より教育程度低き丙は知らずと答へた。而して此の三者の各は、如何にして其の答をなしたりやと反問したのに、甲は普通に掛時計は八角であるのに、特に六角か八角かと尋られたから、記憶は明瞭でないけれども六角と答へたといひ、乙は記憶では何角か心附かなかつたが、普通掛時計は八角であるから、八角と答へたといひ、丙は掛時計の有無を明に記憶しな

いから、知らないと答へたと述べた。教育程度の相違すると共に、其の不明瞭なる記憶に對する尋問に因り、推論の深淺のあるは興味あることであるが、それと共に教育程度高く、深き推論をなし得るものは、自己の不明なる記憶を推論を以て補ふ危險がある。此の點に關しては、記憶の再生を研究せる多くの學者の注意するところ、アメリカンも亦これを述べて居る (Gmelin, A. O. 13)。かくて深き推論をなす能はざる教育程度低きもの、兒童、愚鈍者等は、假令其の場合少きにせよ、知識の高きものが尋問者をして誤らしむるが如き時に、其の危險を逃れしむることは往々あるのである。

實驗第四、時日を経過せる經驗を供述する場合。

以上述べたるは、何れも經驗をなして後直に尋問を試みたるものであるが、此の實驗に於ては多少時日の經過せる經驗に對する供述を研究したのである。

被験者、東京帝國大學法科大學第四回生二十二名

問、實驗第一に用ひた繪に就いて、

次の三問を發して筆答せしめた。

(1) 『ペーリーベン』の繪は何時頃見たか』

(2) 『畫中の人物は幾人であつたか。』

(3) 『「ペーリーベン」は畫に向つて如何なる位置に立つて居たか』

經驗時よりの期間、四十九日間。(未完心理研究四七號所載)

譚 叢

譚 叢

谷田監獄局長が平素熱心に、監獄官吏の啓導誘掖に盡力せらるゝは、斯界周知の美事として、但に歎服措かざる所也、而かも其の職務監督の要位に在り、内外執掌殆んど寸康なき身にてあり乍ら、偶々監獄職員の來りて面接を請ふあれば、如何なる場合と雖ども、欣然として直ちに引見し、而して其人物と位置とに應じ、詳々諄々所ありて些の倦色なきのみか、謙和能く下言に耳傾け、彼等をして安んじて其所思を述べしめると同時に、又た遺憾なく其指教に與かるを得せしめ、以て油斷なく彼等人物の啓蒙薫陶に留意せらるゝが如き、上長官として素より其所也とせんも、然るにても其用意の周到なる、温情の淋漓たる斯如きものあるに至つては、豈に碎動憾事を思はるゝ熱情の、尋常ならざるに出でずと云ふことを得んや、余輩は之に依つて斯界の前途の爲め、大に意を強ふする而已ならず、感謝せざるも、博大廣識なる談論の中より、隨時記憶の系を辿りつゝ、茲に其概要を紹介せんとするにあり、蓋し是亦在地方同道の士

に對する、記者の友誼的一片の義務たるを感したれば也、然れども本稿逸々局長の校園を経るの邊なければ文責一に記者にあり、讀者之を諒せよ(一記者)

行刑制の大主義

事新らしく云ふ迄も無いけれども、此大主義に就ては、司獄官たる者造次顛沛にも忘れてならぬことであり、從て其理義も亦た甚だ明白なことであるから、最早今日は遺憾なく實地に應用せられ、既に其効果も見ざるべきものがあるべき筈であるのに悲哉未だ満足の域に達したと云ひ兼ねる次第如何にも残念である、而かもこの條理明白なる殊に實行難とて、別に左程のものもなさそうな問題にして、尙且つ然りと云ふのは何の譯だらうか、之は矢張り司獄官其人が、此大主義を未だ能く呑み込んで居ないからと見るの外ないであらうか、然りとせば餘りに情なき次第でないか、若し此大主義に依て能く行刑が出来て居れば、必ずしもつと刑罰の効果が收められ、再犯の數も今頃はすつと減じ

て來なければならぬ、尤も我邦今日の事情より云へば多少の口實はある、即ち建物の關係であつて、多くは皆單一なる雜居房のみであり、分房制とて完全に實行せらるるものとは一つもないので、之が爲めに見すゝ此大主義をも實行することが出来ない云ふのであるが、然かしながら之は所謂主義であるから、必ずしも一定の建物若くは形式に限られて、實行し得るものにあらざして其形式と方法とは縦し一定ならざるも、矢張り主義は主義として如何なる場所にも、執て之を實行せられざる筈がないのである、何せなれば此大主義は即ち階級制處遇を意味するものであるは勿論だけれども、一面より見れば唯た順序的に、懲戒感化を行ふを指して云ふに過ぎないものであるから、例へば建物にして不完全とすれば、之を分類處遇にしても差支はない、分類處遇にても此大主義が應用されないことないことすれば、如何なる建物でも又た場所でも、夫れ相應に此主義が精神的

に、應用せられないと云ふことはない、要は唯だ行刑官其人が其處遇法の意義を呑み込み居ると否とに依て、此主義の死活が定まるのである、今や行刑制の中

階級處遇は文明諸國共通の主義

と相成つた、元來此主義は之を約して云へば、低きより高きに上らんに、段階を経て一步步、初段より進まねばならぬよふに、何事も或る一定の目的を定めて之に達せんには、如何にしても順序的階級を経るが、自然の法則になつて居るし、そして其初めには何れにも困難の伴はざるものとして、見るの外なきものがあつて、行刑の事も亦た此如く初めに懲戒に重きを置き、苟くも其身體生命に害なき限度に於て、十分に威嚇と痛苦とを與へ、以て彼れの罪業に對する自己の責任を感知せ

しめ、斯くて其兇暴不逞の心を碎き、國法と良心の前に叩頭平伏せしむる所あらねばならぬ、即ち之が當然の順序だと思はれるのである、我々自身の一身に宛てはめて見るも、修養上此道理は毫も異なる所はないでないか、故に階級處遇とさへ云へば、何れの國の制に見るも其初め

階級制初期に於て尤も峻嚴を極むる事

は動かすべからざることに定まつて居る、然るに文明の監獄と云へば、或は直ちに其寛大自由なるを思ふ者があるよふだけれども、決してそうでないことは、實地彼地を遍歴調査して來た吾々其の熟知する所である、中にも予の如きは恐らく彼國監獄の實情を知ることに於て、蓋し何人にも譲らぬであらう、何せなれば日本人にしては予程彼國監獄の實況を親敷調査研究した者は、未だ曾て無いからである、そして予は實に文明監獄の實況

に照らして、我邦の監獄の處遇は、

仁愛的寛大の點頗る多し

と云ふことを認めて寧ろ不思議に思ふ位である、例へば英國にしても未だ笞刑すら行はれ居る部分があるのであるから、監獄に笞罰のある如きは無論であり、其罰室の如きに至つては、更らに驚くばかりであつて、即ち寢臺もなければ布圍もなし、而して唯た水とパンのみ少量つゝ給せらるゝのである、大低他の監獄も皆なこんな風であつて、全般の規律の嚴肅であること、一見する所冷酷と思はれる程に萬事の取扱が頗る峻烈であるが要するに文明諸國の監獄程

善惡應報主義の實現

するものはない、殆んど監獄全體が此主義を以て、一貫されて居るやの觀がある、言換ゆれば受刑者の身分としては、自業自得であつて天をも人

をも怨むことは出来ない、全く自ら招いた罪の結果であらば、甘んじて其罰を受け、憤んで規律と命令に服するの外なきことを、深く感悟さすよふに出来て居る、此如くにして能く訓練を與ふれば、人は自然に着實敬虔なる温良の民と化するに至るであらうと思はれる、それかあらぬが現に彼國の受刑者は概して柔順である、之は視る者の皆な案外とする程である、而して又た

罪の結果は如何に恐るべきもの

であるかを知らしむることは亦た是れ刑罰の目的よりして、極めて必要の點であるが、之も矢張り階級主義の處遇に依り、其峻嚴なるべき初期に於てせなければなるまいと思ふ、予は曾て或監獄にて受刑者一般に説き聞かせたることがある、开は即ち茲に犯罪あれば其禍害は決して被害者一身に止るものでない、其は直接間接に一町一村遂に

は一國に迄危害を及ぼさずしては濟まない所以を、懇切に話したのであつたが、之は少くも彼等には耳新らしく聴かれたるやに見受けられた、此如くには是非共之を知らしむる必要ありとすれば、身は入監の初め寂寞と痛苦を感じつゝ、悔恨懊惱悶心遣る瀬なく思ひ煩ふ場合に、己れの犯罪の結果が、如何に其身を苦しめ又之を害ふことの如何に大なるかを知らしむるは、之れ階級處遇が尤も適する所以であつて、即ち彼等に轉心回意の機會を多く與ふるものは全くこの階級制の右に出るものはない、今や階級制度は文明諸國の共通のものとの相成つて居る理由に就て、十分に諒解し置くべきことは、前にも一言したよふに刑の目的を達する順序としては、

懲戒より誘導に形式より精神に

と云ふよふに進轉進化するが、必然的の法則だ

とするからには、茲に是非共階級制は生れ來らねばならぬものであることであらう、若し此順序に由らず之を無視するが如き制度があつたならば、开は刑の目的を達するに於て殆んど木に由て魚を求むるが如き困難に出會ふであらう、何と云つても萬事萬端が進歩の法則として、皆な初めは形式より始まり、後ちに精神に這入ることは間違なき事實である、階級制の如き之を一言にて評すれば即ち形式的の制度に相違ない、相違ないけれども畢竟は矢張り之も段々と、精神的に進化せしめんが爲めのものに外ならないので、試みに一例を他に取るならば、彼の支那人の習字法に就て見るに、初めの程は全く只だ形字の染め抜き同然の遣り方でないか、圍碁の如きも初めは矢張り定石と云ふ形ばかり習ひ、又た謠曲を習ふにも語學を習ふにも、若くは漢學の素讀にしても、初めは皆な無意識的に形式法に由つてのみ學ぶのである、然るに其が後には皆な精神的に働いて、其用を爲すに

至る、現に予の如き十一二歳迄論語を無意識に素讀したものであつたが、其が今は道德上の標準となり、權威となりて現に予が良心に働いて居ることが知らるゝのである、其通りの次第であつて、吟味し來れば天下何一として初めから眞髓を得ると云ふものはない、彼の禪學ですら初めは幾多の難業苦業と云ふ形式を踏んで、漸く大悟徹底に達するのである、況んや通常の感化教養の事に於てをやである、世には形式排斥論が流行するけれども、予は堅く信する、形式必ずしも排斥するものではないと、勿論弊害も多い其點は改むるに吝かであつてはならない、若し夫れ只た弊のみを見て排斥するなれば、天下何物か排斥せざるものがあるうか、故に其邊に就ては常に能く考慮せねばならぬ、

心機一轉も決して一朝の事に非ず

成程一朝の、頓悟ありと云ふこともあり在監者

間にも能く見ることなれど、之も能く吟味し來れば、皆な古く素地のあることであつて、永き煩悶とか苦慮とかあつた後ちの事實を發見せないことではない、故に一朝悟達して神明に通するなど云ふことは、予の些ど受け取りにくい所である、兎にも角にも受刑者の取扱は、階級處遇と云ふ形式が素地を造りて、而して後其効果を顯はすものなることは、今更疑ふの餘地はないことである、

人を拘束し酷遇しなから恩化に浴せよとは如何

到底之れ矛盾たるを免かれない、故に予は能く威化主義の人々に云ふことには、監獄官は一方受刑者に對し、色々の責め道具を以て擬しながら、言換ゆれば鬼の仕事爲しながら、己れは佛様だと云ふた所で駄目でないかと、斯様にしては教化も恩化もあつたものでないから、其處は宜しく階級主義の趣旨に則り、入監の初めには曾て翻譯物

にして配付したこともある彼のモアビート監獄に於ける初入者申渡文の如き意味を以て、能く因果を含め彼等をして、善惡應報の天理は如何共することの出来ないものであると、深く諦らめしめて其運命に服し、唯だ其分際を盡して時の至るを俟たしむるより外ないと思はねばなるまい。

寄 書

犯罪の原因及び豫防

日本犯罪學會會員 澤田 順次郎

緒 論

犯罪は何うして起るものであるか。之れを言ひ換せば世に惡人なるものがあつて、人の財産を奪つたり、或ひは人を傷づけたり、或ひは殺したりするのは、何ういふ理由であるか。何うしたならば、恚いふ惡人が無くなつて、社會は靜謐に飯し、人々は枕を高くして、眠ることを得るに至るであらうかと、いふ議論をするものは、遠い昔から多くあつて、甲論乙駁未だ確定した結論に、到着しない様ではあるが、併し今日の科學が、昔の形而上學の誤謬を排して、有名なダルウキン氏の進化論の創見以來、刑事上の問題にも、此の科學上の新知識が、應用せらるゝ様になつてから、

犯罪者の性格も、又、其の犯罪の起る原因も、明かに知らるゝ様になつたのである。

其の刑事問題に、解決を與へて、犯罪の豫防に就き、吾れ／＼の行くべき道に、光明を與へて呉れたのは、刑事人類學と、刑事心理學とである。此の二學科こそ、犯罪學の基礎で、犯罪者を調べ、犯罪と犯罪者との關係、其の原因、動機等を究むるには、實に缺くべからざる、羅針盤であることは、言ふまでもないところである。

そも／＼犯罪とは、如何なるものであるか、罪の起源は何であるか、法律上の罪と、道德上の罪とは、同一であるか、異なるか、國體、習慣及び時代等に依つて、罪の性質を異にするのは、何ういふ理由であるか、犯罪者と非犯罪者とは、如何に異なるか犯罪者の體格は何うであるか、其の心理狀態は何うであるか。先づ恚いふことからして研究して、行かなければ、突然と犯罪の原因は何うだといふ様に、短刀直入的の論斷は、許されぬ。

それて吾人は、最初に先づ犯罪に關する、豫備の範圍と、問題とを提げて、本論に入るの準備に懸らんとするのである。

- 一 罪惡の意義
 - 二 犯罪の定義
 - 三 法律と道德との異同
 - 四 犯罪構成の要素
 - 五 犯罪思想の變遷
 - 六 刑罰の濫用
 - 七 犯罪の進化
 - 八 刑の適用
 - 九 罪を論ずるに、區分事業の必要
 - 十 監獄精神病
- 以上は豫論である。次ぎに本論も、此の例に倣つて分類すると、左の如くなる。

甲 犯罪者

- 一 犯罪者の體格
- 二 犯罪者の容貌
- 三 犯罪者の心理
- 四 犯罪者と教育

イ 氣候及び季節

ロ 土地の狀況及び習慣

丙 犯罪の豫防

- 一 犯罪者の萌芽を、艾除することの急務
- 二 教育の改良
- 三 刑の執行猶豫
- 四 教化法
- 五 斷刑法
- 六 鑑置法

豫論

第一 罪惡の意義

罪惡とは、すべて不正なる行爲、即ち道に背いたことの謂ひであつて、單に惡とも云ふが、之れをもつて直ちに、犯罪に當てはめる理に行かぬ。何となれば同じ罪惡でも、法律上罪となるものと、な

- 五 犯罪者の年齡
- 六 犯罪者の身分
- 七 犯罪者と資産
- 八 犯罪者と男女性

乙 犯罪の原因

- 一 遺傳 之れを再別すると
 - イ 遺傳學上より見たる人性
 - ロ 犯罪定型
 - ハ 變質徴候
- 二 犯罪者の系統
 - イ 各種の精神病者と犯罪
 - ロ 中間者と犯罪
- 三 經濟的關係
- 四 飲酒
- 五 色情
- 六 不良なる家庭
- 七 社會的心理即ち模倣
- 八 迷信
- 九 誘惑
- 十 外國の關係

らぬものと、あるからである。それて罪惡と犯罪と、何う異ふかといふには、先づ罪惡を解剖して見なくてはならぬ。

右の理由で罪惡を分けて見ると、罪惡に三つの種類のあることが判明する。即ち

- 一 惡癖又は惡習慣を意味するところの罪惡で
ヴァイス Vice と名づくるもの
- 二 宗教上から起つた罪惡で、シン・ crime と稱するもの
- 三 法律上定めたところの罪惡で、クライム Crime と云ふもの

で、約して言ふと、(一)道德上の罪、(二)宗教上の罪、(三)法律上の罪となるのである。以下此の名稱に従ふであらう。

道德上の罪とは、道德に反する罪で、自然に反する惡癖、又は反習慣等より、來ることが多くある。例へば飲酒、違約、放蕩の如きもので、直接には自己を害し、間接には他人を害して、社會の秩序

を案することがあるけれども、法律は必ずしも、之れを禁止せざる場合が多い。

宗教上の罪は、罪業とも、或ひは罪障ともいつて一面から言ふと、道德上の罪とも、關係して居るが、其の起因は神佛で、神佛に背く罪といふ譯である。尙、宗教上から言ふと、之れに先天性と後天性とある。先天性の罪惡とは、佛教で謂ふところの前世の罪で、基督教では、此の先天性罪惡を人祖アダム、エバに歸して居る。後天性の罪とは心懸けの悪いものに對する、所の御罰で、神罰又は佛罰といふのが之れである。

法律上の罪とは、法律で定めた禁制を犯す罪で、他人の權利を侵害する、すべての行爲、即ち個人と社會とに、損害を與ふるものは、みな法律上の罪となるのである。

法律上の罪を犯すものは、犯罪者で、國家が之れに對して行ふところの制裁は、即ち刑罰である。刑罰の目的は、犯罪を豫防する爲めに、餘儀な

蓄妾は、古來東洋の風習として、法律に問はるることはないが、歐米では正妻の外に、他の女と情交を通ずるものは、すべて姦通と看做して相當の刑を加えたるが如き之れである。

飲酒も、日本及び他の東洋諸國では、普通のこととして丁年以上では之れに對する制裁がないけれども、歐米では酩酊を無禮として、之れを卑しめ、法律では一の罪惡として、飲酒者は勿論、酒を賣つた者まで、罰せらるゝ例となつて居るところもある。

斯くの如く、罪惡に對する觀念が、國に依つて異なるのは、國體や、宗教や、風俗習慣等の、一樣でないからである。そこで犯罪の觀念は

一 罪惡の解釋の仕方

二 是れが國家組織の上に及ぼす影響

三 宗教、風俗及び習慣等の差異

なる三事情に依つて、支配されるゝことが判明し、隨つて犯罪の定義として、擧げた法律の禁制の意

く行ふ懲戒であるから、他に犯罪を防止するに、適當の方法があれば、刑罰は必ずしも科するに及ばぬといふ論者もあるし、予輩も之れに賛成するのであるが、併し犯罪者には、先天に出づる様な、罪惡のものがあつて、假令ひ刑罰に代はるべきものが發見せられたとしても、それは結局形を變へただけで、矢張第二の刑罰となるであらうと、思ふのである。孰れ詳しくは、本論に於いて述ぶるであらう。

第二 犯罪の定義

犯罪の定義は、右に述べたところに依つて、明らかであるが、併し單に、法律で定めた禁制を、犯すものといふだけでは、犯罪の定義を立つる上に於いて、不十分である。何となれば自然の法則は一定不變であるけれども、法律は人の作成したもので、時に依り或ひは場合に依つて變化し、又、國により、時代に依つても、異なるからである。例へば日本の現行法では、正妻外の私婚、即ち

義も、明らかになる。即ち禁制が若しも極めて微細で、公衆に損害を與へざるものなるときは、之れを犯すとも、罪とならざるが如きこれである。

之れに就いての好例は、嘗つて一厘事件として、有名なりし某官煙受負人の、被告事件であるが、之れは法曹社會に知れ亘つて居ることであるから茲には言はぬが、其の外、法律の禁制に觸れても其の罪を問ざるもの或ひは刑の減免せらるゝものもある。例へば現行刑法第三十五條から、第四十一条までの條項で、犯意なきもの、心神喪失せる者の行爲、十四歳未満者の行爲等は、罪があつても罰せらるゝことはない。

簡様に特別の事情もあるもので、犯罪の定義を立つると次ぎの如くなるのが、完全である。

犯罪とは、意思あつて法律に定めたる、禁制を侵し、又は法律の命令に服従せざるものゝ謂ひて法律の禁制は、公衆に損害を與ふるものならざるべからず。(未完)

通信

浦和通信

一月十六日午後零時三十分より第五回浦和監獄職員家族懇話會大會を開催す當日は好天氣にして暖く職員家族は午前より會場に充てたる監獄構外演武場に集ひ來り定刻までには出席者約二百數十名に達し會長白井典獄は開會の辭を兼ね修身齊家に就き講話し次で當日東京より聘したる築地本願寺駐在布教師岡部宗城氏は「隠れたる努力」と題し日本の道德忠孝の觀念を種々なる事例金言を引證して最も平易に一時間餘に亘りて講話し會員一同深く感動せり終つて會員に茶菓を饗應し餘興には謠曲、琴曲、浪花節、手品、福引等何れも本會に相應しきものを演じ一層の感興を以て迎へられ會員一同充分歡を盡して午後五時散會せり

山口監獄に於ける藍綬褒章傳達式概況

山口縣豐浦郡生野村丘道徹氏は久しく冤囚保護事業に従事し經營刻苦成績著明なるを以て大正四年十二月二十一日藍綬褒章を賜はり大正四年十二月七日午前十時三十分山口監獄に於て之れが傳達式を舉行せり來賓は縣知事代理松原警察部長三卷少將横地高商校長村上裁判所長芥川檢事正佐々木區裁判所監督判事豐田師範學校長大里中學校長栗栖育成學校長三木辯護士會長柏村吉敷郡長山口警察署長横山山口町長吉富吉敷郡會議長野原防長新聞主筆等なりしが同監獄樓上に式場を設け來賓列席の上典獄山川一郎は丘氏に對して嚴かなる傳達式を行ひたり終て別室に於て山川典獄は丘氏の名譽ある慈善實績を推賞し藍綬褒章傳達式を行へるは本監ありて以來の濫觴にして余としても亦斯の如き前例を有せず誠に本監獄の爲にも余の爲にも無上の光榮とする所なりと告げしに丘氏は微力にし

て社會缺陷の一端をも救ふに足らざるに其微効を認められて今の名譽を得たるは決して余一人の慈善にあらず單へに大方諸賢の同情ある大慈悲心の庇蔭に屬すとて謝辭を述べ三卷少將は來賓を代表して丘氏の熱誠を推賞し益々斯業の爲に盡さんことを望むと述べ暫らく茶話を交へ同十一時三十分散會せり



保護

◎保護思想

宮城 江澤典獄談

各員既に御案内の通這回畏れ多くも 御即位の大禮を行はせらるゝに際し恩赦の儀仰出され在監の囚人は夫々減刑の恩命に浴し限りなき皇恩に霑ひました事柄は洵に 聖恩の洪大に感激せぬを得ぬ次第で御座ひます

斯く有難き 御恩典によりまして在監の囚人は何れも相當期間早く出獄する様になりました以上は私共は臨機是れに對する保護の方法を講じまして聖恩に浴せし罪囚をして夫々生業に就かしめ再び過ちなからしむる様にするは實に私共の職責であらうと存じます曩きには二回の 恩赦あり今回復た恩赦を行はせられ聖恩廣大たゞゞ感激の外はありません

本月十日の詔書並に勅令第二百五號の公布あらせられました事柄に就きましては其御恩典を受けたものは申すまでもなく直接執行の任にある私共は亦 聖旨の存する處を感佩して保護の道を竭すべきは當然の義務で御座ります而して是迄恩赦のありまする都度出獄者保護の方法に就て懇到なる通牒がありましたが今回も復た司法大臣閣下より特に御訓令あり監獄局長よりも詳細な通牒があつたので御座います

各員御案内の通り私共司獄の任にあるものは刑の執行を司る許りで能事足れりとする譯には参りません向は進んで出監後の注意を拂ひ所謂造次にも顛沛にも在監者及出監者の一身を思ひ遣り絶へず其保護を厚ふするは寧ろ職務に附帶せる義務であります故に私共は上官より訓令通牒を受けて始めて斯の方面に意を用ひる様では到底完全に任務を果すことは出来ないのであります自ら進んで主動的に出獄人保護事業に活動せねばならぬ次第であります

ります扱て此保護事業なるものは口には言ひ易くして實行は酷だ至難の事でありまして中には親兄弟あるも身を托するに足ざるあり或は親族故舊あるも冷遇して更に取り合はざるものあり或は更に身を寄するものなき眞に孤獨のものあり如斯境遇甚だ可憐なるものに對し其々職を授け處世上の指導をなす事業でありますから直接其衝に當るもの、困難苦心は實に／＼私共の想像も及ばぬ位であります現在日本には三百有餘の出獄人保護會は出来ておりますけれども其確實なるものは僅數で或は資力乏しくして活動する能はざるものあり或は資力あるも當事者が地方に人望なき爲め成績を擧ぐる能はざるものあり經營其他幾多の困難がある爲此事業は其存在の數の割合に未だ進歩しておらぬのであります

幸に本縣に於きましては明治四十一年以來出獄人保護會が經營されて居りまして以前には元の檢事長奥宮正治氏總裁の下に田代進四郎氏會長となり

著々成効し更に昨年財團法人の組織に變更し基礎愈々確實となり只今では總裁に三木檢事長を載き會長には田代進四郎氏理事には伊澤平左衛門八木久兵衛村松龜一郎野副重一岩崎惣十郎の諸氏あり尙ほ警察部長も典獄も理事に囑託されて居ります

が自分を除く外は何れも地方に輿望のある人格の高き方々で殊に田代會長は以前に縣會議長又は衆議院議員たりしことのある方で斯る人格の立派な方が幸に保護會の會長であり加之顧問としては縣知事控訴院長並に地方の名望家たる早川智寛氏あり段々此事業も發展の域に向つております其他佛教團の方には仙臺に佛教救済會あり白石には刈田佛教救済會あり古川には大正會あり石巻には能仁會あり加美には興風會あり各相當の活動をしております

前に申上た通り大正元年及大正三年の恩赦に際し出獄人保護に關し頗る惻到なる訓令及通牒あり今回も典獄に對し法相より訓令を發せられたる外更

に内務次官よりも地方長官に對して「今回の恩赦に依り出獄したる者にして重て犯罪者となるが如き事有之候ては恐懼の至りに付き現に保護の局に膺れる者は勿論宗教家篤志家等を誘掖指導せられ改過遷善の實を擧げしめ候様御留意相成度云々」と通牒を發せられてあります又た地方長官からは更に郡長警察署長等に訓示を發せられて居ること

で夫々連絡は行き渡つておる事でありますから爾餘の問題は實際保護の任に當り居るものは「如何に活動すべきか」に歸著するのでありますお互は出来得る限り當路者を援助せんければなりません就きましては雨の日風雪の朝にも何の報酬をも受くる事なきに係はらず救済會から出獄者を迎に來て夫々世話をして呉れるのは宗教家であるから當然の事と思ふのは間違であります亦是れ等を出獄者の家族が其情義の上から世間に對する體裁の上から迎に來るのと同じ様に見えるのも間違で斯る感想を以て吾人が是れ等の宗教家に接するときには言語

動作も自から疎粗になり冷遇する様になるから傍らに於て其を見て居る出監人も自らは是れに對する信頼の度を低ふするのである右の有様では間接に保護事業を援助する道に適はぬ様になるのであります況んや其迎に來るゝ前には親族其他に交渉の上調和を計り或は傭主を求め置く等其間の苦心は金銭によつては得られぬ崇高なる親切心が籠つて居るのでありますから私共は是れに接するにも須らく敬虔の意を拂ひ途中で行遇ても先方から言葉の出ぬ内にこちらから懇ろに挨拶をして通り過ぎる様にして居る然れば之れに伴はるゝ出監者も自然心から其迎に來て呉れた保護事業の人を信頼し眞に敬意を拂つて尊重する様になり爰に始めて無言の感化を及ぼすのであります

私は敢て各員に五斗米の爲に膝を屈せよとは云はない然しながら世の中に人道の爲に働く人か社會的事業の爲に貢獻する人に向ては多大の感謝を爲すべきことを勧むるものであります吾人が常に禮

儀を重んじ親切を以て他人に接するのを世間の人が見たならば監獄官吏は禮儀が正しい而も人に對し親切で有るゝ、あれでこそ罪囚を感化する事が出来るのであると評判せらるゝ様になるので其結果司獄官吏は世間の人より尊敬を受ける様になるのであります若し之に反して他人に接するに鄭重なる禮儀を欠き不親切なる言語動作を以てしたならば司獄官吏は罪囚許りを相手にして居るから人道を解せぬ親切を知らぬ常識はない、あゝ云ふ風で何ふして罪囚を感化する事が出来ようと冷評を受ける様になるのであります

罪囚の處遇に限らず世間何事も無理は通らんのでありますたとひ一時は通るかも知れませんが決して永遠に持續すべきものではありません一時は榮ゆる様に見えても無理で最後の勝利は期せらるべきものでありません例を以て申しますれば彼の急流を遡ることは出来ないことはありませんけれども夫れは如何なる人力によるも決して長く續行し得

べき事にあらずと云ふことは皆さんも御承知の事で御座いましょう

罪囚處遇の事に於ても昔時は随分に非道な事があつた様に聞ておりますが今日文明の監獄に於ては人道を以て罪人を取扱ふと云ふ事は行刑の本旨になつておりますので監獄は所謂精神上の陶冶學校でありますから若し其學校の職員たる各自にして粗暴なる言語不親切なる動作を以て罪囚又は外來人等に接したならば夫れで以て萬事を推斷されて仕舞ひます諸君は其邊に大に注意を拂はれて何れの方面の人にも此禮儀と親切とを以て接せらるゝ様將來に向つて一層御注意を願ふのであります

◎德島授産會報告

德島授産會收容中の被保護者にして志操堅實作業に奮勵し累犯出獄者の模範とするに足るべき者なりとて同會より報告あり其生育素行等大畧左の如

し

直接被保護者

京都府平民 何 某

明治四年五月二十一日生

一、生育

某は米小賣商の家に生れ生計困難の中に實父母の手にて養育せられ六歳にして實父に死別せしが實母は明治十年中他家に嫁せしを以て某も實母に従ひ共に他家に入籍せり後學齡に達し入學したるも修學を嫌ひ一年を経て退校し十二歳の時より大阪茨木在の農家に奉公せしに十七歳の頃偶々神社祭禮に際し知己十數名と共謀して他の店頭の手拭を竊取したる廉に依り重禁錮二ヶ月に處せられ出獄後亦前農家に奉公中なりしが惡友に誘はれ屢ば妓樓に遊び就業を厭ひ奉公先を脱出して諸所を彷徨し惡事を重ねるに至れり

一、財産

本籍地には家屋二棟ありて現今實母の手に保管

せり

一、一家の生計

某は明治十年中實母に従ふて他家に入籍したるも明治三十六年中實家に復籍して戸主となる實母は復籍せざるも夫の行衛不明となりしより本籍地に歸り某所有の家屋二棟を貸與し其家賃にて生計し居れり

一、宗教及所屬寺院

眞言宗、寺院不詳

一、教育の程度及兵役の關係

假名を解す、不合格

一、前科

明治二十年八月大阪輕罪裁判所に於て竊盜未遂

重禁錮二月監視六月

明治二十四年七月茨城裁判所に於て監視違反重

禁錮二月

明治二十四年十月大阪地方裁判所に於て竊盜罪

重禁錮十月監視六月

明治三十年二月京都地方裁判所に於て竊盜罪重

禁錮二年監視六月

明治三十二年五月京都地方裁判所に於て委託物

費消罪重禁錮一月十五日同年九月京都地方裁判

所に於て竊盜罪重禁錮二年監視六月

明治三十九年七月大阪區裁判所に於て竊盜罪重

禁錮二年監視六月

明治四十二年七月神戸區裁判所に於て竊盜罪懲

役十年

一、入會年月日

前項懲役十年刑執行に付一旦神戸監獄に入監せ

しが後徳島監獄に移監せられ大正元年及大正三

年兩度の恩赦に浴せしため懲役五年十月二十九

日に減刑せられ尙入監中行狀善良改悛の情顯著

なりしに依り大正三年十二月十日殘刑期六月十

五日にて假出獄を許され即日本會に入りたり

一、就業及び蓄財

某は温和質朴にして殊に勤勉と儉約とは彼れの

特性とも云ふべし然るに従來犯罪を累ねしは意

思薄弱にして他の誘惑に抵抗するを得ざりしに

由るならん早く適當なる保護者なかりしは某の

爲めに遺憾とする所なり本會に於ては適當の職

業を選定し初め土方業に従事せしめしが不景氣

の爲め永續せず仍て大正四年一月より疊業をな

さしめしが某は日一日勤勉の歩を進め早朝より

黄昏まで専心努力するに依り何人も某の奮勵に

感ぜざるものなく他收容者の模範となり遂に六

月二十四日假出獄満了までに製作せし疊二百數

十枚を算するに至れり假出獄期間終了後は紡績

會社人夫として毎日通勤せしむることゝなせし

に元來某は體格肥大にして勞動は其得意とする

所なれば其動作は暫時にして會社の注目する所

となり殊に忠實勤勉なるを以て大に會社の信用

を博し報酬金漸次に増加し十一月末に至りては

月收平均十六圓餘にして貯金五十三圓六十一錢

出監時の所持金を合して貯金百餘圓に上り末賴

母數成績を表せり

一、平素の行爲

某は喫煙飲酒を嗜まざるも女色は從來某の道樂

なりしに入會以來深く自ら抑制し只管過去を追

憶し有望なる地を將來に開拓するに努めつゝあ

るは最も感稱すべきなり今某が行爲の二三を摘

録せん

一、他收容者は事に託し佛參を怠ることあるも

某は毎夕必ず丁寧に禮拜すること

一、某は修業後其筋の許可を得てコークスを拾

ひ集め之を賣りて已に拾圓餘を利得し又歸會

後は菰を編む等寸時も安逸を貪らざること

一、常に弊衣に甘んじ毫も身邊を飾らず草履代

理髪費以外金銭を費消せざること

一、某は傭主の命に依り屢は百圓紙幣兩替の爲

め兩替店に使ひするを以て其報酬として傭主

は某に二拾錢を與へんとするも某は勞動賃錢

以外他に報酬を受くるの理なしとて固辭せる

こと

一、陰に傭主を誹り又は賃錢の高下を囁々するは被傭人の通弊なるも某は之を口にせざるのみならず傭主に對し寧ろ感謝の念を持するこ

と
一、將來に對する某の希望

某をして家庭を爲し以て社會に獨立せしむるは時機既に熟せりと認むるに由り某に對して妻帯を勧めしに某は老母の保養實家相續の資金を得從來の面目を一新するは目下自己至大の急務なれば妻帯のことは暫時猶豫ありたしと曰へり思ふに某は唯家庭を爲すを以て足れりとせず大に他日の發展を期するなるべし

◎盛岡地方保護事業近況

同地方は頻年災厄續き凶作多かりし爲め一般に社會事業に注意するもの稀なりしに客年恩赦發令後は何れも斯業の必要を感じ來り地方官衙よりも頻

ず隨て寺院住職が其地方の出獄人を保護すると云ふが如きは到底望むべくもあらず、又縣下に於て未だ支部の設立を見るに至らざる爲め本會は單獨にて全縣下の出獄人を保護せざるべからざる情態に在り

抑も免因保護の事業たる單に保護會の當事者のみ千辛萬苦すと云ふとも各地方の有識者、町村長、警察官等が暖かき同情の下に協力補佐するにあらずんば到底其目的を達すること能はざるは言ふ迄もなきことなり然るに本縣に於ては一般社會民衆が未だ免因保護の何たるを解する者極めて稀なるを以て當事者は全く孤軍奮闘の状態たるを免れず偶々御大典の際恩赦令の煥發せらるゝや本會は之れを記念として保護に一層の力を加へ從來は一二里以内の者を間接保護したりしが今回更に其範圍を三四里以内に擴張し道路險惡にして車馬の通行する能はざる山間僻地迄跋涉踏査し遠隔の地は村長、區長、警察等に保護を委託して以て特に恩赦出

に鼓吹勸奨せし結果宗教家地方有力者等大に奮起し既に氣仙郡盛町に於ては從來宗教團たる法雨會に免因保護部を増設し又江刺郡岩谷堂町に於ては江刺遷西會を創立し宗教家を中心とし郡役所警察署員及學校長之を援助し會費及び寄附金品を以て經營する見込にて將來有望なりと云ふ

◎沖繩自營會近況

本會は去る明治四十四年三月創立以來著々事業の發展を來たし保護の成績亦漸次良好に赴きつゝあり茲昨大正四年七月財團法人の設立を申請せしに同年十月二十五日附を以て其筋の允許を得今や基金參千圓に達し其基礎漸く強固となれり

本縣は種々の方面に於て他府縣と其趣を異にする中に免因保護事業の如きは蓋し其最たるものならん歟乃ち他府縣に於て見るが如き寒村僻地に到る迄寺院の存在すると云ふことなく又寺院と檀信徒との關係も内地のそれの如く親密なるものにあらず

獄人にして累犯の虞なからしむるに全力を注ぎつゝあり

現在直接被保護者の作業は日雇人足と帽子編の二種に過ぎず前者は場外作業にして後者は場内作業なり出獄人に對する世人の同情薄き爲めにや職業を求め或は職業の紹介をなすこと頗る困難なり、而かも人足業は常に引續きあるものに非ず斷續的なるにより當事者は土木事業に注意し絶えず其受負主に雇傭方の依頼を爲さるべからず而して其賃錢は一日參拾四五錢より參拾七八錢に及び帽子工賃は一個に付き六七十錢より八九十錢位、一個を仕上ぐるに三日間を要するを普通とするにより一日の收入二十錢より三十錢迄の間に在り、食費は人足勞働者は一日拾貳錢より拾五錢迄、帽子編工は拾錢位の割にて役等自ら炊事をなしつゝあり。

大正四年中保護成績

直接保護 間接保護

計

越人員	四	一九	二三
新保護人員	三六	三九	七五
保護を解きたる者	三五	二九	六四
年未現在員	五	二九	三四

一時的保護

出監の際一時宿泊せしめたる者	二一
保護者を呼び寄せ引渡したる者	一〇
衣食旅費を給與したる者	四三
乗船所迄見送りたる者	二
家庭との融和を計りたる者	三九
汽船賃割引交渉をなしたる者	一一六
計	以上

◎新潟縣出獄人保護會近信

新潟縣出獄人保護會にては一月十二日同會内に於て被保護人の爲め毎年の例に依り新年會（慰安の意味）を催し直間接被保護人及舊被保護人の參同したるもの二十六名賓客としては松山典獄關看守長齋藤福津の兩教誨師市内各新聞記者四名を招待

し典獄及び櫻井會長の訓示林幹事の挨拶ありて晚餐を供し餘興には赤穂義士赤垣源藏傳の講談福引等ありて各十分の歡を盡し成績良好なりし

◎宮城被保護人慰藉會

保護會在住者並に間接被保護者及び嘗て保護を加へたる人々に對し一年に一度又は二度位、一堂に會し處世上の訓話を爲し且つ清興を以て相當の慰安を與ふるは確かに輔導訓化の一法なりと信ず時國宮城縣出獄人保護會にては毎年一回此催あり其結果甚だ良好なりしが昨年は極月十一日岡村主事の私宅に於て開會せられ、午後四時本願寺仙臺別院輪番の調聲にて莊嚴なる勸式あり、先づ岡村主事の挨拶に始まり、次て尾原主事の宗教お伽譚あり、其より江澤理事の處世訓話あり、一先つ席を閉ち來賓及び被保護人一同へ晚餐の饗應あり、食後餘興として東家燕福の講談（孝子五郎正宗）あり忠孝を經とし仁愛を緯とし感奮を促すの節多

く時の移るを忘れ午後十時散會に至れり、當日の來會者は直接保護の者數名、間接保護の者四十餘名にして何れも里入の感を懷き一場の清庭に歡を盡し受刑中の昔を想ひ再生の今を喜び無限の感に打たれざるものなかりしと云ふ

◎千葉縣歸性會ノ現況

千葉歸性會は千葉助成會の後身にして前身助成會は明治四十四年四月に創設せられ出獄人の保護に勉めたりしが資力の薄弱なると共に事業も亦遅々として兎角不振なるを免かれず人をして社會の進運に伴はんが爲めには前程尙遠なるを嘆せしめたりき然るに越て大正三年五月組織を改め千葉縣歸性會と爲るに至り内部の整理稍其緒に就き漸次事業の成果を收め得るに及んで稍々人意を強ふするものあり次で昨大正四年七月七日日本縣下佛教各宗の有力者は臨時大會を千葉町に開催し全會一致を以て同會の後援に力を竭さんことを決議し爾來

各宗の有力者中此決議の實現に努めんとするもの續出し尙宗教家以外の有力者も斯事業に同情を寄するもの日を逐ふて多きを加へ殊に千葉縣よりは一昨年度に於て金壹百圓昨年度に於て金貳百五十圓補助金の下附せらるゝあり外援正に是の如くなるを以て漸く發展の機運を促進し來り事業の成績も亦昔日の比に非ず現今間接被保護者十六人直接被保護者十三人を算し内場内從業者四人にして之を細別すれば指物工一人洋裁縫一人養豚兼農夫一人雜業夫一人又場外從業者九人にして之を細別すれば衛生人夫三人石炭運搬配達夫三人定備日雇人夫一人製粉所人夫一人活動寫眞館下足人夫一人なり更に之れを行狀別にせば行狀良なるもの四人普通なるもの八人稍不良のもの一人なり收容者は執勤勉の良風をなし在監中注意人物の稱ありしものも全然別人の觀ありて相互に貯金額の高きを以て誇りとするものの如く本年一月中に於ける貯金は

最高一ヶ月八圓最低一ヶ月一圓五十錢平均一ヶ月四圓三十錢を算しかくして獨立の力を得妻を迎へて一家を形成するに至りしもの相續いて出づるに至れり又幸にして未だ儲主に對して損害を與へ其希望に副はざりしものなかりしを以て儲主は勿論其他一般の同會に對する感情と信用とは良好なるを致し儲主中には普通人を使用するよりも寧ろ被保護者を使用するを以て安全なりとするものあるに至れり殊に最も愉快なる事實は客年千葉監獄より假出獄となり釋放せられ數月間同會の保護を受けつゝありし某は其後三百數十里を隔てし生家に歸りて農業に勵精し自己勞働の結果として收穫し得たる米を以て一重の供餅を作り昨冬小包郵便にて同會に向け郵送し收容者に分與せられたれし書狀を添へて送りしことはなり

回顧すれば同會の創立以來茲に幾星霜其間當事者の苦心慘憺たるものありしと雖も官民の同情と援助とに因りて順調に歩を進めつゝありて今や前

途に一道の光明を認めたるは眞に賀すべきなり尤も同地方の如きは大都會のそれと異り被保護者中全然同會の手を離れて儲主の家に住込むものは比較的少く從つて長日月に亘つて會内に收容を要するもの多きがため寄宿舎は漸次狹隘を告げ他に借家するが如き不便あるを以て遠からず一部の増築を行ひ兼て便利の地點に移轉せざるを得ざるに至るべきは又餘義なしと謂ふべし

◎加能慈惠保護場被收容者表彰式

加能慈惠保護場は昨秋以來場務を改正し内外發展の途を講し大に被保護者の感化改良に努力し成績善良の者は益之を奨め怠惰放逸の者は深く之を戒め其間家庭的温情を以て指導し來りしが其成績良好のもの續出せしに由り特に拔群の者を選び表彰式を擧ぐることをし去る一月二十七日一同を階上教誨所に集合せしめ寺島檢事正大野典獄竝に大谷

彙報

○勅令第十號(大正五年二月八日公布)

監獄官制中左ノ通改正ス

則表中熊本監獄ノ項「熊本市」ヲ「飽託郡大江村」ニ山口監獄ノ項「下宇野令村」ヲ「山口町」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○名古屋監獄火災ニ付出張ヲ命セラレタル齋藤司法屬ノ談 今同火災ノ監房工場ハ明治三十二年度竣工ノ建築ニ係リ全部木造平屋建第二監中央看守所ノ部分ハ二階建トナリ階下ハ戒護部事務所中央見張所休憩所等ニ充テ階上ハ教誨室ト爲セ

出火ノ場所

第二監看守休憩所煙筒

出火及鎮火ノ日時

一月六日午後六時二十分出火同九時鎮火

出火發見當時ノ概況

出火ノ際該休憩所ニハ三名ノ看守休憩中ニテ最初異狀ヲ認メシハ暖爐ノ傍側壁板板壁張ノ隙間ヨリ内側ニテ火燭ノ煽ルカ如キ狀態

派本願寺役僧參列の上即ち平素行狀謹慎にして作業に勉勵し他の龜鑑となるべき堀井與三郎戸水徳三郎の兩名に對し場長より夫々賞品を授與し尙は一場の諭示をなし次で寺島檢事正より將來獨立經營上に付縷々懇切なる諭告を與へ最後に金澤監獄安藤教務主任の教誨ありて終了したり本場は明治三十二年の創立なるに斯る表彰式は始めてせしを以て當人共は勿論一般被保護者も歡喜と同時に大に警戒心を起し爾來益行狀謹慎にして作業勉勵の傾向ありと云ふ

チ認めタルモ時々刻ナルヲ以テ電燈ノ光リカ硝子ニ反射シタル影ナラン乎トモ思ハレ室内ナ見廻シタルモ其關係ニアラサル様子ナリヲ以テ室外ニ出テ外壁羽目板ヲ檢セシモ外側ニハ異狀ナキ故更ニ室内ニ引返シ腰板ヲ割キ傍ノ一備付ノ輕便消火器ヲ以テ腰板内側ノ火ヲ消シ止メ直チニ階上ニ登リタルニ此時已ニ階上教誨室床板ノ隙間ヨリ諸所煙ヲ吹キ出シ居リ愈々火災タルコトヲ知リタリト

出火ノ原因

出火ノ原因ニ付テハ今尙調査中ニ屬スルモ暖爐煙筒ノ構造室内ハ鐵板煙筒系外ハ土管煙筒ニシテ土管ト鐵板煙筒ノ繋ギ合ハ壁ノ上端目鏡石ノ内側ニテ差込ノ仕組ナリ出火セシ第二監ハ全部焼失セシモ右ト同時ト建築ニ係リ又暖爐取付ケモ同時ニシテ同様ノ構造ノ第一監ノ暖爐煙筒ハ取付ケノ鐵殘存セリヲ以テ横濱技師ハ「一監目鏡石内側土管ト鐵煙筒接合ノ狀態ヲ檢セシニ鐵煙筒ノ目鏡石内側ニ差込ノ部分ハ六寸土管ハ約二、三分而シテ目鏡石内側寸法ハ七寸五分即チ鐵板煙筒ト土管ハ目鏡石内側ニ吐キ出サザルヲ存シ接合シ居ラス故ニ暖爐ノ煙ハ一部目鏡石内側ニ吐キ出サザルヘタ然ルニ外側面ハ羽目板ハ稍少シ覆ヒ勝リテ狀態ナルヲ以テ吐キ出シタル煙ハ羽目板ノ内側ニ出ルコトナリ現ニ目鏡石上部ノ羽目板内側ハ煤多量ニ附着シ居レリ然ルニ第二監ノ煙筒裝置ハ右第一監ノ裝置ト同様ナリ偶々當日寒氣強カリシヲ以テ盛ニ暖爐ヲ燃シタリト推定セハ火粉ハ鐵煙筒ヨリ目鏡石内側ニ吐キ出シ

更ニ羽目板ノ隙間ニ入ルハ自然ノ結果ニシテ壁ノ内部ハ空洞ノ構造ナルヲ以テ先ツ羽目板内側ノ煤ニ火ヲ移シ更ニ空洞内兩壁間ノ塵埃ニ移リ其火粉落下シテ壁内部土塵石上ノ塵埃ニ燃ヘ移リ腰板ヲ燃シタル際休憩中ノ看守カ腰板内側ノ火ヲ發見シ消火セシモ此時已ニ壁ノ上部ハ一面傾リ居リシモノナラン偶々消火ニ際シ腰板ノ一部ヲ割キタルヲ以テ却テ下部ヨリ風ヲ吸ヒ込ミ上部ノ火勢ヲ強メシモノト推定セラル

煙筒裝置ニ左ノ欠點アリ

一、土管ト鐵煙筒ノ接合點差込裝置ヲ平素檢査ニ不便ナル目鏡石ノ内側ニ設ケシコト寧ロ土管ハ目鏡石ヲ貫通シ室内ニ於テ差込裝置トセハ偶々差込不十分ニシテ煙又ハ火粉ヲ吐キ出スコトアリトスルモ室内ニ吐キ出サルヘキヲ以テ危險ハ容易ニ發見シ得ラルヘキナリ

一、目鏡石ノ外側面ハ羽目板面ヨリ引込ミ居リシコト目鏡石ハ壁ノ厚サヨリ大ニシテ壁ノ室内外兩面ヨリ噴突出セリムルヲ要ス以上裝置ニ二ヶノ缺點アルニ加ヘ尙煙筒掃除ノ際ニ於ケル取扱疎漏ニシテ差込不十分ナラサリシナラン

戒護檢束應急處置

火災ヲ知リタルハ六時二十分當直員ハ直チニ典獄及典獄補官官ニ電話ニテ異變ヲ報シ一面非常召集ヲ令シ當直看守長指揮ノ下ニ平素訓練セル消防四十七名ヲ引率各所備付ノ唧筒七臺ヲ現場ニ運ハシメ專ラ消防ニ盡精中典獄典獄補ハ時ヲ移サス登臨シ典獄補ハ

直チニ現場ニ臨ミ各監配置ノ看守部長ヲ督シ看守チシテ最も危險

ニ屬シタル監房ヨリ順次開房在監者ハ執レモ臥具ヲ携帶出房ヲ令シ一面典獄ハ在監者ニ死傷オカラシメ爲メ夜勤者ヲ指揮督勵シ

囚徒ノ避難場所ヲ指定シ監房間扉前避難因テ通過セシムル要所ヲ々々立直配置ナリシ事務官直看守長ハ專ラ囚徒ノ避難ニ盡力シ各

宜舍ヨリ急ニ應シ登臨シタル看守長ハ召集令又ハ警備ニ依リ參集セル看守ヲ督シ夫々分擔職務ニ從事セリ而シテ非常召集發令後約

四十分ニシテ是引旅行中並ニ病氣欠勤中ノ二名ヲ除クノ外全部參集セリ當夜ハ西北風強ク且火元タル看守休息所建物ハ二階建ナル

ヲ以テ火勢愈々猛烈トナリ到底監獄職員ノ手ニテ防止スル能ハス

ト認ムルハ典獄ハ部下ニ令シ門前ニ集合セハ警察並ニ市ノ消防隊

ヲ入門セシムル總數約八百五十名唧筒三十臺外ニ憲兵並ニ巡查若

干名ハ構内各要所ノ警戒看守ヲ補助シ應援ノ爲メ來着セル守山第

三十三隊兵士百五十名ハ憲兵巡查ト共ニ專ラ外圍ノ警戒ニ從事シ

工兵隊ヨリハ更ニ工兵三十名ヲ派遣シ來リタルモ時既ニ各消防隊

入門後ナリシヲ以テ其必要ヲ認メス厚意ヲ謝絶セリ斯クテ各消防

隊ハ專ラ消防ニ盡精セシモ各所ノ井水ハ忽ツノ間ニ涸渴シ遂ニ炊

場井戸ヨリ汲揚ケタル水ヲ浴槽ニ溜メ之レヲ運搬車ニテ現場ニ搬

ヒ來ル等ノ不便アリ消火ニ充分ノ手ヲ盡ス能ハス只延焼ヲ避タル

爲メ翼接續ノ處下ヲ切斷漸ク九時ニ至リ鎮火セシメタリ

燒失ノ重ナルモノ

一、獨居監 三棟 一、雜居監 二棟

一、教導堂 一ヶ所 一、工場 二棟

一、假工場 三棟 内一棟半燒 一、警務納屋 一棟

等ニシテ燒失ノ總建坪ハ千五百有餘坪ナルモ監房建物ノ總體二比

較ヘ約五分ノ一二過キス

今回ノ出火タルハ恰モ十字型監房ノ中央ヨリ發火シ折折西北風強

ク二階建ニ燃ヘ登ルヤ火ハ忽ツ四方翼ニ延焼シ而カモ時ハ已ニ罷

得還房後ノコト、テ日勤者ハ全部退廳シ戒護事務ノ當直員總數四

十一名ノ職員ニテ二千百有餘ノ在監者ヲ有スル大監獄監房建物ノ

中央ヨリノ火災ニ際シ死傷逃走等ナク各房開扉各自臥具攜帶避難

セシメタルハ平素ノ訓練ニ効果ヲ結ビタルモノト謂フヘク當夜

現場ニ臨ミタル他官衛職員ノ談話ヲ綜合スルモ兎角火急ノ場合ニ

ハ周章狼狽シ易キモノナルカ監獄職員中ニハ一人トシテ狼狽シ居

ル者ヲ認メサルノミナラス一部ノ在監者ハ監獄消防夫ナランハ最

モ感心ニ克ク消防ニ盡精シ居タルヲ認メタリト

右罹災ニ付テノ欠點ヲ擧クレハ

一、此大監獄ニシテ水利ノ不便ナリシコト

戒護部内二十五ヶ所ノ井戸アルモ何レモ小規模ノ堀井戸殊ニ涸

水ノ季節ナリシ爲メ一層水ノ缺乏ヲ來タセリ

一、戒護區域ニ通スル門ノ數多ク且狹少ナリシコト

非常門ハ可成消防具ヲ通過セシムルニ不便ナラサル丈ノ構造裝

置ヲ要ス

一、水道建築ナリシコト

○刑事被告人の殺死 山形監獄在監竊盜事件刑事被告人淺谷西蔵は昨年十二月二十八日午前七時三十分過る頃拘置監獄居監房に在りて木綿兵兒帶を監房掃帚用臺等の中央に括付け其兩端を結び房内の疊を監房壁に立掛け踏臺とし房内に設備せる電燈下部の空所に右臺等を挿し懸け兵兒帶ノ兩端を頸部に懸付け殺死したり殺死の事實を發見するや直に當直部長と共に手當を施し且つ監獄醫に急報し夫々協力應急の手段を盡したるも蘇生するに至らざりし本人は十二月二十五日入監後心身狀態に怪しむべき廉なりしが事茲に至りたるは滅刑の浴恩者たる身にして再び拘禁せらるるに至りたるを耻ぢ前途を悲觀したるに因るものならん

○受刑者の逃走 長崎監獄嚴原分監に監受刑者竊盜累犯惣役三年十一月八日北島卯七は一月十日午後二時頃他三名と同分監石垣改築工事に作業中同工事の外部を徘徊しある一部の板一枚を取外し其間隙より脱出し巧に分監に接近せる密林中に姿を没し其密林に連綿せる所謂深山幽谷の稱ある有明山中に逃避せり事を發見せしは凡そ十五分間經過後即ち午後二時十五分頃なりとす當時逃走受刑者三戒護看守とは約五間位隔離し戒護看守が逃走するの機會を與へたるは殘餘三名の受刑者に餘りに視線を集注し之を放任したる一大過意あるに原因せりと越へて一日十四日午前二時頃對馬島廳内舟越村駐在巡查の手に捕縛せり

○受刑者の變死並に負傷 三池監獄在監受刑者持兇器強盜惣役九年三月一日福島明吉同竊盜惣役十一年三月渡邊謙太郎の兩

人は同監作業場宮の原坑内に作業し一月二十二日夜業相當にて例時出役外一名と共に坑内東五十六片部内四十八即左六十四片の位置坑道梓張夫に就業中午後八時二十分俄然天井岩(平面一坪五合厚約二尺)墜落して其下敷となりしに依り即時岩石排除救出せるも明吉は頭部骨折即死謙太郎は頭部打撲重傷を負ひたりと

○刑事被告人の逃走 大分監獄在監殺人事件被告人照山梅治は豫審判事家宅搜索立會必要上十二月二十七日檢事の指揮に基き大分警察署巡査に身柄交付の處四月二十八日午前四時頃同縣東國東郡國東警察署留置場より逃走せりと

叙

任

叙勳二等授瑞寶章
銀杯一組 賜フ
叙勳六等
叙從五位
各
通
叙從六位
各
通
叙正七位
各

從四位勳三等法學博士 鈴木喜三郎
正五位勳四等 谷田 三郎
正六位 三浦榮五郎
典獄(金澤) 大野四郎五郎
同(佐賀) 長谷川喜一
同(浦和) 白井 勇松
同(青森) 大野 數枝
典獄(山口) 山川 一郎
同(宮崎) 佐田 諸吉
同(膳所) 椎名 通藏
典獄補(果嶋) 島田 榮造
典獄補(神戸) 園 權一
同(福岡) 篠田 又吉
同(長崎) 大原 公平
同(大阪) 鈴木 重靜

叙從七位
通
叙正八位
任看守長給十給俸水戸監獄勤務ナ命ス
任看守長給十一級俸静岡監獄勤務ナ命ス
任看守長給八級俸果嶋監獄勤務ナ命ス
宮城監獄仙臺分監長ナ命ス
横濱監獄勤務ナ命ス
任司法屬給十一級俸
叙從七位
通
叙正七位
各
叙勳六等
給三給俸(死亡)
各

典獄(甲府) 屋山朝太郎
同(宮崎) 佐田 諸吉
前橋監獄醫 太田曆二郎
看守長(岐阜) 向島鐵之助
同(佐賀) 大橋 彦太
同(松山) 西原義三郎
同(同) 加藤 利正
看守長(前橋) 岸川萬太郎
看守(同) 山本 作藏
堀池猪太郎
河邊 湛然
渡邊金太郎
看守長(橫濱) 川村 次郎
同(宮城) 林 定弘
監獄局雇

會 報

○監獄協會々報

○茶話會

一月の例會は部合に依り同月二十二日(第四土曜)
日)午從二時より本會樓上に開く頃來寒氣凜冽に
して香風一脈未だ人の懷を吹くに至らず會員諸氏
は午後一時半頃迄に大概參着ありしも尙遲延せる
向きありし爲め午後三時過ぎ開講せり講師は東京
音樂學校長湯原元一氏にして氏は「教育家の觀た
る監獄」と稱する題下に現今の犯罪界に所謂不良
少年は社會中流家庭に多きも歐洲にては貧者の中
に之を見るは全く正反對の現象なりと較論し次に
有教育者と無教育者に對する犯罪數の多少を説き
進んで有教育者にして犯罪を敢てするは教育失敗
の結果に外ならざるを以て此反影より監獄研究の
必要を述べ最後に教誨師の獄囚感化上教育界視察

の忽諸ならざるへきを細論し聽衆拍手の間に約一
時にして演了し別室に於て茶菓の饗應あり會員互
に歡話を交へ午後五時全く散會せり來會者の芳名
は左の如し

柴田 吉藏	高木安太郎	大曾悋吉太郎	高橋與太郎
西原 幸藏	島田鐵太郎	河野 純李	宮瀨 正義
上野 泰吉	武田 慧宏	宮下 市輔	千葉 實作
増子 賢慧	西原 幸三	赤城 一雄	小泉圭十郎
淺野芳之助	田中 克三	山澤 博	林 定弘
小原綱五郎	重松 招雪	福富 嘉市	中谷 一夫
長谷崎圭介	富田 富藏	景山 榮志	松野秀太郎
菊池寅次郎	難賀 廣吉	多田 忠司	須藤 伊平
長尾 進	難波 健三	大石 德	大武三四郎
堀尾岩太郎	毛利 榮教	土永松之助	柳田恒次郎
土倉 是空	梶田 一郎	向後米太郎	高橋 久喜
酒井 善藏	綿引好之介	黒田源太郎	山下 重藏
佐藤 眞直	末光 榮平	宇田 實	小野寺道濟
染谷 孝恭	伊藤清之助	大島 徳治	小林 寛治
齋藤 廉清	遠藤 作馬	扇谷 與三	秋元源次郎
島田 榮造	三浦 實	有馬四郎助	坪井 直彦
十時 彌	松隈 房吉	眞木 喬	谷田 三郎

○監獄官練習所開所の件

例年の通り來三月十日より向四ヶ月の豫定にて第
八回監獄官練習所開所に付き入所生の選拔に關し
本月二日附を以て内地及び朝鮮臺灣關東州各典獄
の外東西兩本願寺に對し夫々通牒を發せり

○贈與金

一月十三日同二十日及同三十一日附を以て元看守
粕通齋氏外三十七名に對し本會々則第十一條第一
項第三號乃至第五號に依り九圓以下三圓までの金
員を贈呈せり

○輔成會々報

○其後の加盟保護會

府縣名	名	稱	所在地	保護方法	保護範圍
岐阜	早 德	風 會	土岐郡土岐津	間	土岐郡一圓
廣 島	廣島縣聯合保	護會	廣島市立町三	直間	縣下一圓

○保護會事務所移轉及名稱變更

羽陽慈濟會(山形)眞言宗支部は東村山郡長崎町正
法寺内に同曹洞宗第一支部は南村山郡堀田村安養
寺内に同第三支部は西村山郡寒河江町澄江寺内に
眞宗本願寺派支部は山形市小姓町明善寺内に中越
悲田會(新潟)は長岡市長岡警察署内に孰れも其事
務所を移轉せり
高崎市出獄人保護會(群馬)は高崎市各宗協會と名
稱を變更せり

勝友叢書
第二編

迷の跡

全一冊 菊版二百二十二頁
實費郵送料共金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歷に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百九十八頁
插圖百九十五個
實費郵稅共金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

○法律第二號(大正五年一月二十八日公布)

國庫出納金端數計算法

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未満ナルトキハ之ヲ一錢トス

第二條 國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條 分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第四條 分割シテ收入又ハ仕拂フ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未満ナルトキ又ハ之ニ一錢未満ノ端數ヲ生シタルトキハ其分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥印紙及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料

金ニ付テハ本法ヲ適用セス

法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサル

モノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附則

第七條 本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

司法省監獄公文

○監丙第三五號(大正五年一月十七日監獄局長)

○監丙第三五號(大正五年一月十七日監獄局長)
 檢證ノ爲メ一時警察官吏ニ引渡中ニ係ル刑事被告
 人カ其引渡ト日ヲ異ニシテ警察留置場ヨリ逃走シ
 タル場合監獄出監日ノ件ニ關シ本月十三日大監發
 第五四號ヲ以テ御問合ノ趣了承右ハ逃走ノ日ヲ以
 テ出監日ト看做スヘキモノト思料致候此段及回答
 候也

○大監發第五四號(大正五年一月十三日監獄局長)

豫審判事ノ勾留狀ニ依リ勾留中ノ刑事被告人ニシ
 テ家宅搜索立會必要上檢事ノ指揮ニ基キ其身柄ヲ
 警察署ヘ引渡シタル後警察署留置場ヨリ逃走シタ
 ル場合其逃走日カ右引渡日ト相違セルトキハ何レ
 ノ日ヲ以テ出監ト爲スヘキモノナリヤ取扱上疑義
 有之候條何分ノ御指示相仰度此段及御問合候也
 ○文第五八號(大正五年一月二十七日司法大臣官房)
 (秘書課長通牒本省各局課長外八名宛)

今回内務省ニ於テハ府縣ト樺太廳監視廳北海道廳
 トニ併セテ適用スヘキ法令又ハ公文書ヲ發スヘキ
 場合ニ於ケル廳府縣名記載方ニ付左記ノ通定メタ
 ル上其ノ旨同省中及各地方長官ハ通牒候趣本月二
 十五日附内務大臣官房文書課長ヨリ通牒有之候條
 爲御參考此段及通牒候也

記

樺太廳、監視廳、北海道廳、府縣ニ適用スヘキトキ

監視廳、北海道廳、府縣ニ適用スヘキトキ

監視廳、府縣又ハ北海道廳、府縣ニ適用スヘキトキ

又ハ 北海道廳 府縣

○左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ
 ○信書ニ封入セル郵便切手ノ紛失ト郵便官署ノ責
 任
 通常郵便物タル信書中ニ封入シタル郵便切手ノ紛

失ニ對シテハ郵便官署ハ法規上賠償ノ責任ナキモ
 ノトス(大正四年四月十七日大審院刑事部判決參
 照)

○豫備ポンプ購入ト支出科目

炊所汽罐給水用ポンプハ時ニ故障ヲ生シ給水ニ差
 支フルコトアルヲ以テ別ニ豫備ノ「ポンプ」ヲ備置
 キ右ノ如キ場合ニ取付ケ使用セントスルトキニハ
 右豫備ノ「ポンプ」購入入代ハ在監人費ノ項雜費ノ目
 ヲリ支出スルコトヲ得而シテ右豫備ノ「ポンプ」ヲ
 取付クルニ要スル費用ハ修繕費ノ項各所修繕ノ目
 ヲリ支出スルコトヲ得ルモノトス

○輕便消火器購入ト支出科目

獄舎又ハ工場ニ備付ヘキ輕便消火器購入代ハ在監
 人費ノ項雜費ノ目ヨリ支出スルコトヲ得ルモノト
 ス

○委託製作ニ要スル器具ノ新調及修繕代ト支出科
 目

委託製作ニ要スル器具例ヘハ麥挽割器、綿打器械

洗濯用器具、營繕用器具ノ新調及修繕代ハ在監人
 費ノ項就役費ノ目ヨリ支出スヘキヤ或ハ在監人費
 ノ項雜費ノ目ヨリ支出スヘキヤト謂フニ右ハ在監
 人費ノ項就役費ノ目ヨリ支出スヘキモノトス

○休職期間ノ計算方

文官分限令第十一條第三項又ハ第四項ニ依リ休職
 ヲ命セラレタル官吏ノ休職期間タル滿二年又ハ滿
 一年ハ日ヲ以テ計算スヘキモノトス

○休職滿期ノ月ノ俸給支給方

文官分限令第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル官
 吏ノ休職滿期ノ月ノ俸給ハ日割計算スヘキモノニ
 アラスシテ休職俸給全額ヲ支給スヘキモノトス

○生垣ノ新設ト官有財産簿ノ登記

廳舍構内各所ニ植付アル雜木ヲ取集メ必要ノ箇所
 ニ塀柵代リニ生垣ヲ新設シ官有財産簿ニ登記セン
 トスルトキニ於テモ經伺ヲ要スヘキモノトス

○煉瓦造門ト官有財産簿ノ登記

煉瓦塀ニ接續スル煉瓦造アーチ積上ケバラベツト

形構造ノ表門ノ如キハ煉瓦造門トシテ單獨ニ官有財産簿ニ登記スルヲ相當トス從テ煉瓦塀中ニ築込ミタル塀ノ一部トシ塀ノ部ニ登記スヘキモノニアラス

○板葺ヲ瓦葺ニ模様替シタル場合ト官有財産簿ノ記載方

建物ノ板葺ヲ瓦葺ニ模様替シタルトキハ價格ニ變更アルモ坪數ニハ異動ナキヲ以テ官有財産簿ハ當初記載ノ顛末欄ヘ單ニ板葺ヲ瓦葺ニ變更シタル旨ノ記載ニ止メ然ルヘキモノトス(大正三年司法省會甲第六六二號通牒參照)

○刷毛、砥石、竹尺、木櫛、箒、曲物製柄杓ノ整理方

作業品ノ中刷毛、砥石、竹尺、木櫛、箒、曲物製柄杓ハ器具器械ノ取扱ヲ爲スヲ相當トス(大正三年司法省會甲第六〇二號通牒第三項參照)

○器誂油、壺糸、蘭繩、金剛砂ノ整理方

作業品ノ中器械油、壺糸、蘭繩、金剛砂ハ消耗品

ノ取扱ヲ爲スヲ相當トス(大正三年司法省會甲第六〇二號通牒第三項參照)

○自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者ト軍人服役年ノ利益喪失

(甲)軍人トシテ服役年十年ノ利益ヲ有セシ者カ後

(乙)文官ニ任セラレ在官五年ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シ後再ヒ

(丙)文官ニ任セラレ在官七年ニシテ疾病ニ因リ退官シタル

右ノ場合ニハ(甲)ト(丙)トヲ通算シ文官恩給ヲ受クルノ資格アリヤ右ハ(乙)ノ場合ニ年齡六十歲未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者ナルニ於テハ官吏恩給法第十三條ニ依リ其當時ニ於テ有シタル恩給ヲ受クルノ資格ハ總テ之ヲ失フヘキモノナルヲ以テ(甲)ト(乙)トハ之ヲ通算スルコトヲ得ス從テ恩給ヲ受クヘキ權利ナキモノトス本問ノ要點ハ文官當時自己ノ便宜ニ依リ退官シタルトキニ

於テ失フ所ノ恩給資格ハ唯其文官タル資格ニ止マルヤ或ハ其前官タル武官トシテノ服役年ノ利益モ亦之ヲ失フヤ否ヤト謂フニ在リ案スルニ文官當時自己ノ便宜ニ依リ退官シタルトキハ當時有シタル一切ノ恩給資格ヲ失ヒ其資格トシテ武官ヲ分離スルヲ得サルコトハ官吏恩給法第十三條ノ明文ニ據ルノ外官吏恩給法ト軍人恩給法トノ相互ノ趣旨ニ對照シ之ヲ疑フノ餘地ナシ或ハ軍人ノ恩給資格ヲ文官ノ恩給資格ノ外ニ獨立スルモノト視テ一旦獲得シタル軍人服役年ノ利益ハ文官ニ於ケル事由ノ爲メニ之ヲ失フノ理ナシト謂フモノアランモ恩給ヲ受クルノ資格ナルモノハ國家ノ職務ニ服スルカ爲メニ生スルモノナルコトハ軍人タルト文官タルトニ依リ異ナル所ナシ官吏恩給法ノ外ニ於テ軍人恩給法ナルモノノ設ケラレタルハ畢竟唯タ軍人ニ對シテハ恩給年限及恩給金額ニ關シテ特典ヲ付與センカ爲メニシテ其國家ノ職務ニ服スル者トシテノ資格マテ特別ノモノト爲シタルニアラス故ニ軍

人ノ服役年モ文官ノ服役年モ均シク相通シテ恩給資格ヲ構成シ年限ノ通算方法ニ於テハ異ナル所アルモ其資格トシテハ兩者一體ヲ成シ獨リ軍人ノ資格ヲノミ分離シテ考フルコトヲ許サス即チ武官服役中懲罰又ハ軍事裁判ニ依リ官ヲ失フカ爲メ恩給資格ヲ失フトキハ其前ニ文官ニ任セラレタルコトアリトスルモ其文官服務中ノ利益モ亦之ヲ失ハサルヘカラス之ト等シク文官服務中懲戒又ハ刑事裁判ニ依リ官ヲ失フカ爲メ恩給資格ヲ失フトキハ其前ニ武官ニ任セラレタルコトアリトスルモ利益モ亦併セテ失ハサルヘカラス是他ナシ懲罰懲戒刑事裁判等ノ事由ハ直ニ官吏トシテノ資格即チ國家ノ職務ニ服スル者トシテノ資格ニ影響スルモノナレハナリ而シテ官吏恩給法第十三條ヲ見ルトキハ自己ノ便宜ニ因ル退官モ亦同シク文官ノ服役年ナルト武官ノ服役年ナルトニ論ナク恩給資格ヲ構成スル者ハ總テ之ヲ消滅セシムルモノト解スルノ外ナシ或ハ武官服役年ノ除算及武官トシテノ恩給資格ノ

消滅ニ關シテハ既ニ軍人恩給法ニ於テ同法第十九條及第二十四條ノ規定ノ存スルアレハ此兩條ニ抵觸セサル限り武官服役年ヲ除算セラルルコトナク且其資格ヲ失フコトナシト謂フモノアランモ同條等ハ唯タ直チニ軍人ノ資格ニ影響スヘキ事由ヲ掲ケタルニ止マリ後ニ任セラレタル文官ノ方面ヨリ其資格ニ影響スヘキモノハ之ヲ官吏恩給法ノ規定ニ讓ルコト固ヨリ當然ナレハ前兩條ノ規定ニ該當セサルノ故ヲ以テ直チニ軍人タル恩給資格ノ獨立ナル理由ト爲スコトヲ得ス或ハ官吏恩給法第九條ハ服役年ノ除算ヲ規定シ同條第五ニハ第八條第二ニ掲ク者ニ在テハ(中略)軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數トアリ而シテ其第八條第二ニハ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ在テハ唯軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數ヲ除算セラルルノ外除算セラルヘキモノナシト謂フモノアランモ官吏恩給法第九條第五ハ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ付敢テ除算ノ事由ヲ限定スルノ趣旨ニアラスシテ唯タ軍人恩給法

ニ依リ除算スヘキモノハ除算スヘシトノ事ヲ定メタルニ過キス故ニ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ付軍人ノ恩給法ノ外ナル規定ニ依リ除算スヘキモノアラハ亦タ除算セラレサルヘカラス即チ官吏恩給法第十三條ノ規定ヨリ來ル所ノ同法第九條第六ニ於テハ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後(中略)再ヒ任官シタル者ニ在テハ其前官ノ月數ト言フヲ以テ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ在テモ亦タ之ニ該當スル限り除算セラルルハ毫モ異トスルニ足ラス同第六ニ於テ單ニ「前官ノ月數」ト稱シ其前官ノ文官ニ限ルコトヲ示ササルハ益々此趣旨ヲ明白ナラシムルモノトス之ヲ要スルニ本問ハ年齡六十歳未満ニシテ自己ノ便宜ニ因リ退官シタル者ナルヲ以テ官吏恩給法第十三條ニ依リ其當時ニ於テ有シタル恩給ヲ受クルノ資格ハ總テ之ヲ失ヒ同法第九條第六ニ依リ總テ前官ノ月數ヲ除算セラレ爾後ハ未タ恩給ヲ受クルノ年限ニ達セスシテ退官シタルモノナルニ由リ恩給ヲ受クヘキ權利ナキモノトス

法學士 泉二新熊先生著 改訂第五版出來

改訂刑法大要

總論各論全冊一

菊上製正價

金貳圓五拾錢

送料 内地 金 貳圓 四拾 錢

本書は曩に著者の東京帝國大學に於ける講義を基礎として刑法の要旨を論述せられたるものにして既著刑法論と相俟つて刑法研究者の好參考書たること江湖の普く賛稱する所なり本書第四版發賣後久しく絶版中の處今や日本刑法論最近版所説の趣旨に従ひ幾多の大訂正を加へ第五版上梓するに當り弊店新に著者の許諾を得て愈々發賣す。

豐島博士著

修正刑事訴訟法新論

版六

正價金 參圓 五錢
送料 内地 金 拾 六錢

泉二學士著

日本刑論法

版十二

正價金 四圓 五拾 錢
送料 内地 金 二拾 錢

東京 神田 一橋 通 町

發行 所 有 斐 閣

(番〇七三京東替振)

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正五年二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字
編輯人 松隈房吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 磯村政富
東京市麹町區下六番町十七番地
發行所 東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院